

びんご せら しきな あまこ
備後国世羅郡敷名村 尼子家文書 目録

(『広島県立文書館 収蔵文書目録』第3集 所収)

広島県立文書館

平成26年(2014)9月

凡 例

- 1 本目録は、『広島県立文書館 収蔵文書目録』第3集(平成8年3月刊)に掲載された「備後国世羅郡敷名村 尼子家文書」の目録である。
- 2 目録の各項目は以下のとおり。

請求番号 本文書群の群番号(198809)と、この項目の記号を組み合わせたものが請求記号になる。

【例】 1/1 (請求記号)

198809
1
1

表 題 資料にある原表題をそのまま採った。原表題がないものは、仮題を付けて〔 〕書きとした。内容について補記が必要な場合は、()書きで補った。頭に○を付したの、集合形態等をした文書の内訳であることを示す。印を付けた文書は、複数の項目に重出させたものである。

年 代 資料に記された作成年月日を探り、推定は()書きとした。

作 成 資料にある作成者名をそのまま採り、資料に授受関係のあるものは で結んで表記した。

形 態 資料の形態を記した。

数 量 資料の点数を記した。

備 考 補記すべき備考があれば、 付きで示した。

- 3 文書の排列は、文書群固有のあり方に基づき、項目別に編成した。同一項目内の文書は、原則として年代順としたが、年未詳のものは、末尾に置いた。
- 4 利用の参考のため、本文書群の解説を冒頭に付した。
- 5 本目録で使用している日本語文字のうち、JIS規格(JIS X 0208:1997)に含まれないものは、“ 闌, 扣, ㊦, ㊧ ” および、① などの丸付き数字である。これは、特殊な方法で表示してあるので、JIS第4水準(JIS X 0213:2004)までに対応した環境でなければ、文字(テキスト)として検索・抽出することはできない。本ファイルの利用にあたっては、その点に留意されたい。

小 目 次

1 近世	1	3 尼子家	21
(1) 支配	1	(1) 家督	21
条目・法令・達 給地		(2) 土地	21
(2) 土地	1	地券 登記 購入 売却 争論 取引	
(3) 租税	1	(3) 租税	25
免状・門張り 納入		(4) 寄付	26
(4) 村政	4	(5) 家計	26
村況 覚書・御用留 村役 板橋村 給 役		(6) 借用	26
(5) 水利	7	(7) 農業	28
(6) 差纏	7	(8) 医療	28
山論・境論 水論 闖高争論 喧嘩・武 一騒動		(9) 請求・督促	28
(7) 救恤	12	(10) 家・親類	29
(8) 戸口	12	(11) 褒状・感謝状・卒業証	29
(9) 寺社	13	(12) 学芸	30
(10) 医療	13	(13) 贈答	30
(11) 絵図	13	(14) 組合・保険	31
(12) 札・合印	14	(15) 配給	32
2 近代	14	(16) その他	32
(1) 町村政	14	4 典籍	33
敷名村 津名村 三和町 組		(1) 漢籍	33
(2) 租税	16	(2) 宗教	33
(3) 土地	18	(3) 辞書	34
(4) 戸口	19	(4) 文学	34
(5) 勸業	19	(5) 音楽・演劇	34
要求・陳情 農会 農協 産業組合 森 林組合		(6) 心学	34
(6) 防犯	20	(7) 教育・手本・教科書	34
(7) 教育	20	(8) 暦	36
		(9) 占卜	36
		(10) 雑誌・新聞	36
		(11) その他	36

解 説

1 尼子家文書の伝来と寄託の経緯

尼子家文書全615点は昭和63年8月25日付けで所蔵者の尼子暢久氏のご厚意により当文書館に寄託された文書群である。本文書群は、いずれも小型の木箱6箱と段ボール箱1箱に収められ、世羅郡敷名村(現双三郡三和町敷名)の尼子家で所蔵、伝来されてきたが、所蔵者の都合により福岡県春日市の旧宅で保管されていたものを、当館で受け入れたものである。

本文書群は当館寄託以前にも整理が行われた形跡があり、昭和41年(1966)発行の『広島県双三郡・三次市史料総覧』第2巻には70点に上る文書目録が収録された。つづいて、同43年に発行された『明治百年記念三和町史』には、文化・文政期に発生した近隣諸村との争論文書などの近世文書が一部収録されている。広島県史編纂室では、同44年7月22・23日の両日にわたって、当時双三郡三和町敷名の尼子茂之氏宅で当文書群の所在調査を行い、そのうち21点の文書を写真撮影することができた。その中から『広島県史』近世資料編Ⅲ(藩法集1)には6点(809・816・823・885号、以上「公務録」〔74〕、819・820号、以上「郡中検約筋頭書ヲ以被仰付候写し帖」〔259〕)、また、近世資料編Ⅳ(藩法集2)には3点(1158号、「中勘定御条目写」〔49〕、1358号、「寺西源三郎給人法」〔57-1〕、1359号、「寺西源三郎奉行人給地条目」〔57-2〕)を収録することができた。これらの写真版も、『広島県立文書館複製資料目録』第2集に収められ、当館で利用することができる。

2 敷名村の概況

(1) 位置と沿革

尼子家文書が伝来した備後国世羅郡敷名村(現双三郡三和町)は、広島県中央部の世羅台地の西北部に位置し、四方は山に囲まれる。『芸藩通志』には「山々立めぐり、唯西南の間のみ開けり」と記されている。村の中央部を南から北流する美波羅川が、兩岸にかなり広い耕地をつくりながら、上津田村から西流する小川と合流、三次市に入って馬洗川に注ぐ。東は世羅郡上津田村(現世羅郡世羅西町)、西は三次郡上板木村(現三和町)、南は世羅郡黒川村・中村(いずれも現世羅郡世羅西町)、北は三谿郡有原村(現三次市、一部は三和町)、南西は世羅郡吉歩村・上野山村(現三和町)、西北は三次郡羽出庭村・下板木村(いずれも現三和町)と、9村と境を接する。村内は本郷(八幡原組・兼平組・土居組・市組、以上上組、中組・門田組・陰地組・奥谷組、以上下組)と2つの枝郷(東北部の今原谷と下板木村・有原村との境界にある銚畦、なお銚畦は寛延差出帳までは飛郷と記載されている)からなる。世羅郡の中心甲山町までは6里、三次までは5里、尾道までは12里、広島までは13里の距離にある。

気候は温暖とは言い難く、文政3年(1820)の「国郡志御用下しらへ書出帖」(以下「国郡志」と略)〔264-1〕によれば、霜は陰暦の9月下旬頃から4月頃まで、雪も10月下旬頃より降り初め、春2、3月まで降ることもあるという。

敷名の地名は、貞治6年(1367)6月6日付けで山内通継に宛てた足利義詮御教書(山内首藤家文書)に、敷名郷が備後国重永庄桑原方6郷、山内4郷、神崎庄、尾道津倉敷などとともに三谷西条(現双三郡吉舎町付近)に替えて造天竜寺領にあてられたと見えるのが文献上の初見である。明応6年(1497)10月5日付けで毛利弘元に宛てた備後国守護山名俊豊の書状(毛利家文庫)によると、弘元は伊多岐などととも敷名郷を支配下に入れたことが確認できる。弘元からこの地を与えられた子の元綱は三谿郡有原へ続く谷の入口の山上にある奴原城に拠り、敷名氏を名乗った。『芸藩通志』には「奴原城敷名村にあり、敷名兵部元綱(毛利弘元の子、元就の弟)所拠、また棕梨左衛門包久ともいへり、いまだ詳ならず」とある。毛利元就は、惣領家を継いだ翌年の大永4年(1524)に元綱を討ち、天文2年(1533)にはその一族と思われる敷名民部大を攻めている(『毛利三代実録』)。しかし、同19年に元就が井上一族を滅ぼした際の福原貞俊以下の家臣連署起証文(毛利家文庫)に元綱の子敷名少輔四郎元綱の名が見えたり、寛延3年(1750)の敷名村差出帳〔264-1〕によれば、敷名

八幡宮に「天正拾年壬午八月十三日大江朝臣元範再建立」と記された棟札が残されていたというから、その後も敷名氏は続き、敷名村との関係も深かったと思われる。

江戸時代の敷名村は広島藩領明知・給知入交りの村で、「鋪名村」と書くこともあった。明治維新後は広島県の管轄となり、大区小区制によって、敷名村は上津田・上野山・壱歩・飯田の各村と共に第12大区第10小区となった。明治22年(1889)には、世羅郡上津田・下津田・長田の3か村と合併して世羅郡津名村となっている。戦後の昭和30年(1955)、津名村のうち敷名を除く3区域は世羅郡小国・吉川・津久志の3か村と合併して世羅郡世羅西町となったのに対して、敷名だけは世羅郡上山村・三次郡板木村と合併して双三郡三和町となり、現在に至っている。

(2) 土地

慶長6年(1601)年の福島検地で1,111石4斗8升4合(127町1反5畝19歩)であった村高は、寛文11(1671)・12年の改めで新開畠方6升8合を併せて1,111石5斗5升2合となり(127町2反4歩)、その後江戸時代を通じて変化がなかった。その一方で、寛文11・12年の検地では194石9升6合であった闢高が、享保年間には村高の3割近い318石8斗4升2合となり、文政3年段階ではさらに増加して324石3斗5升5合にもなっている。このため同年の毛付高は787石1斗2升9合に留まる結果となっている。この闢高は村民に多大な負担を強いることとなり、文政6年(1823)には今原谷の住民19名が、この闢高を従来通り割り付けることを不服として、毛付高へ割り当てるよう割庄屋へ直接願い出る事件も起こっている〔47〕。

耕地は、文政3年段階で、毛付高のうち畠方(80石7升9合)と屋敷(45石4升)を併せても125石1斗1升9合(15.9%)に過ぎないのに対して、田方は662石1升(84.1%)に及ぶ。また、本郷の総石高は1,030石3斗1升、枝郷今原が71石6斗4升5合、同鉾畦谷が9石5斗9升7合である。

(3) 給知

広島では凶作・飢饉などの災害後を除いては基本的に地方知行制が採用され、一つの村に複数の藩士(給人)がつく分散相給形態が原則となっていた。表1によると、敷名村は享保13年(1728)、明和3年(1766)には6升8合の明知を残して村高の99%以上が給知となっている。知行地の百姓は闢取によって決められるが、その結果、個別の給人と知行地百姓は複雑に組み合わさることになった。その際、たとえば明和3年の各給人の知行地に含まれる闢高の割合がすべて29.2%になることが示すように、給人間で差ができないよう闢帳の作成は厳密に行われた。

給人は、知行地となった農民から給庄屋などの給役を任命し、年貢納入などの責任者とした。村の庄屋・組頭などの村役人が給庄屋を兼ねる場合や、一人が数組の給庄屋を兼ねる場合も少なくなかった。敷名村でも文政3年(1820)、庄屋丈次郎(尼子家)が二川家・寺西家など6家の給庄屋を兼ねている。給人は、給庄屋に対してとは独自の給人法を発令することができた。

(4) 年貢

土免の上り詰は元文3年(1738)の49.5%、下り詰は元禄2年(1689)の20%で、文政3年(1820)の免率は44.7%となっている(新開は48.5%)。なお、給主間の免率には差があり、たとえば享保16年には9人の給人間で最高の49.5%から最低の43.5%まで6%の差がある。また、たとえば元文3年(1738)の上組の免率が47.7%であるのに対して、下組はそれより5%の高率となっており、以降もこの差に変化はない。そのほかにも、村民は文政3年段階で諸運上や水役銀などとして、米25石5斗6升6合、銀250目9分等の負担を強いられていた。

(5) 戸口と生業

吉田から甲山・尾道へ至る往還道が敷名村を貫き、石州浜田の家中が江戸へ往来する際に通行した。この往還に沿って長さ39間の「市場」(敷名市)が形成され、毎月5日間の市日に塩肴・古着・木綿・小間物などを取引したこともあったが、寛延段階では「人集り」が少ないため、12月の2回のみ古着・塩・菰などの取引を行うのみになっていた。〔48〕

敷名村の戸口は安定的な漸増傾向にあった。寛延3年(1750)の人口のうち枝郷今原谷は103人(家数17軒)、鉾畦谷は8人(家数2軒)である。享保5年(1720)には牛数は59疋であったが、同10年に多数死失したこともあってか、からの貸付金による「御仕向」または「御預」牛を与えられ、

文政3年には109疋を数えるようになった。

表1 敷名村の給知と明知の変遷

給主名	寛永16 (1639)	慶安2 (1649)	元禄13 (1700)	正徳元 (1711)	享保13 (1728)	明和3 (1766)	寛政4 (1792)	文政3 (1819)
天 野	250	250				98.906	98.906	
岡 本	76.541	233.952	233.952	190.231	190.231			
大久保		180	180	180	180			
弓 削		190	190	74.463	74.463			
小 堀		150						50.5
堀		107.532						
百 々				171.209	171.209			
寺 尾					206.683			
御 牧					137.649			
進 藤					50			
三田村				70				
間 宮					31.249			
太 田						100		34.75
寺 西						83.59		
鳥 井						100	25.579	
庄 田						86.986	77.611	
大 駄						99.007	99.007	
生 田						100	100	99
松 井						90	90	
寺 西						50	50	85
伴						143.235	113.299	
奥						159.76		
山 下								43.067
高 野								39
二 川								80.889
村 越								61.723
松 村								90.126
西 川								117.959
田 上								93.866
坂								50.141
満 田								82
中 村								73.172
菅								105
三 川								80.889
給知計 (%)	326.541 (29.4)	1111.484 (100)	603.952 (54.3)	615.903 (55.4)	1111.484 (99.9)	1111.484 (99.9)	654.402 (58.9)	1105.693 (99.5)
明 知 (%)	784.953 (70.6)	0 (0)	507.6 (45.7)	495.649 (44.6)	0.068 (0.01)	0.068 (0.01)	457.15 (41.1)	5.859 (0.5)

「敷名村指出シ帳拍」(264-1)による。なお、享保17年(1732)秋には一旦総明知となった。

生業は農業が中心で、畠では大麦・小麦・大豆・小豆・大根・煙草を、山畠では稗・粟・大角豆^{ささげ}などを作っていた(寛延差出帳〔264-1〕)。農間余業にも乏しいため、凶作などの影響をうけやすかった。早損被害の出た寛政12年(1800)には、渡世のために御建山の薪の販売を許可して欲しいと願い出て、払い下げを受けている〔34〕。敷名村の人気や職業について「国郡志」は、「質朴之方二相当り、第一耕作ヲ好申候、尤間々掛り人類之者ハ商売筋相このみ、或八大工・木挽・桶や等之職業心寄せ候ものも御座候」と述べている。

(6) 水利

「国郡志」によると本郷では平地川2筋から用水を引き、2つの枝郷でも用水の不便はない。雨池も21か所を数え、そのうち最大の論田池が承応元年(1652)に築かれたのを初めとして、13か所が17世紀後半に次々と築調されたものである。

(7) 山林

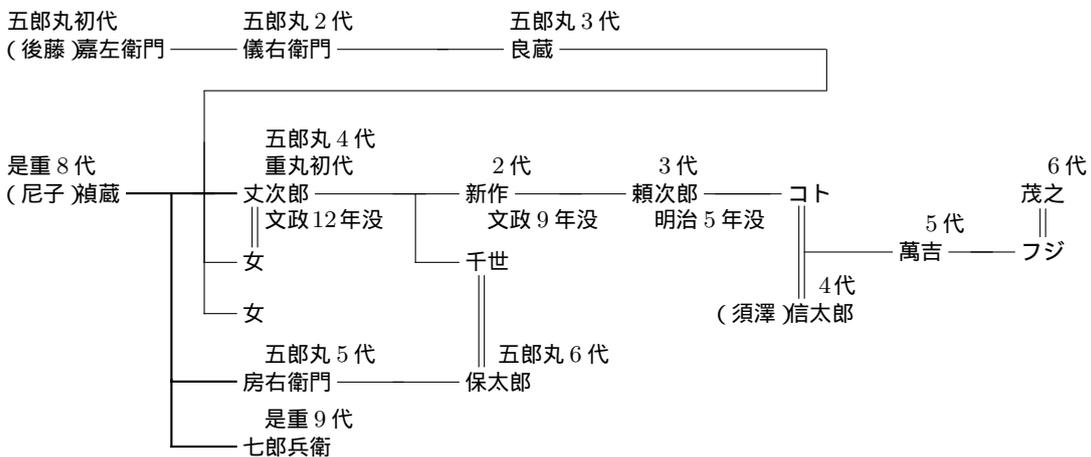
村内には2か所の御建山(八幡山・梅枝山)、一か所の矢筈竹藪、4か所の野山(言立山・戸野山・獺師岩山・稲見山)、12か所の腰林がある。野山の肥草は不自由な上、草山が村内にはないため、肥草や薪は、村から毎年4斗2升の山役米を支払って有原村の入会で調達せねばならなかった。このため有原村との間にはたびたび境論が生じている。

3 尼子家について

(1) 歴代

尼子家の家号は「重丸」。その初代丈次郎は、双三郡長田村の「是重」から敷名村「五郎丸」家に養子に入ったが、文化4年(1807)、実弟で同じく是重から五郎丸良蔵の五女に婿養子に入った房右衛門に五郎丸の家督を譲り、自らは五郎丸の資産をわけて分家し、重丸の始祖となった。家号の重丸は、丈次郎の生家は是重と養子先五郎丸からそれぞれ一字をとったものであろう。丈次郎の生家である是重家の本姓は尼子氏で、重丸の初代丈次郎も生家の「尼子」を名乗ることとなった。なお、是重、重丸の祖は当家伝来の系図によると尼子晴久の子貞久となっている。

尼子貞久は尼子氏一般の系図には見られない人物であるが、双三郡吉舎町敷地の大楽寺近くに貞久の墓と伝えられる宝篋印塔や、ゆかりの「一本堂」がある。大永2年(1522)、尼子経久は大内氏の安芸国の拠点であった東西条の鏡山城を攻略した帰途、大内方の和智氏が拠る南天山城を攻めた。経久の叔父にあたる貞久はこの戦いに功があったが、乗っていた馬が三本の足を次々と狙撃されて倒れ、貞久も討ち取られた。村人がこの馬と貞久を弔うため一本堂という小堂を建てたという。徳川末期に再調された大楽寺の過去帳にも貞久の名前はあるが、天文21年(1552)没となっていて、この伝説とは年代にずれがある(『吉舎町史』上巻)。貞久の子恒久は、貞久が討ち死にした時に脱出し、尼子氏が滅亡した後にこの長田に来て農夫となり、是重の始祖となったという。この恒久から8代目が丈次郎の実父禎蔵である。



「五郎丸」家は本姓は後藤。出自は不明である。「永代証文田督扣」〔44〕によると、初代は嘉左

衛門。元禄12年(1699)11月26日、蔵屋平五郎が五郎丸茂兵衛から家屋敷田畠山林の居名残らず買い受けて、分家嘉左衛門を家督に定め、五郎丸嘉左衛門と名乗らせたのである(文政3年の「敷名志」によると、蔵屋は五郎丸から分かれたと思われる)。それから2代儀右衛門、3代良蔵と続き、4代目は是重から五郎丸良蔵の三女の婿養子となった丈次郎である。当時、五郎丸家は資産家として知られ、「美波羅川が逆さに流れても五郎丸が漬れることはなかろう」と言われていたという。「永代証文田督扣」〔44〕には五郎丸の三代良蔵までに集積した山林田畠と、それぞれの譲渡先が朱で記されている。それを表にしたのが表2であるが、土地集積の全体像を示したものが否か明らかではない。

表2 五郎丸三代の土地集積と分割先

代	名前	年代	購入田畠石高	譲渡先	譲渡石高
1	嘉左衛門	元禄12～元文2	石 5.238	五	5.226
				重	0.012
2	儀右衛門	元文5～安永9	19.098	五	15.123
				重	1.84
				西	2.135
3	良蔵	天明2～天保10	9.195	五	5.174
				重	3.971
				西	0.05
計			33.531	五	25.523
				重	5.823
				西	2.185

「永代証文田督扣」〔44〕による。譲渡先の「五」は五郎丸「重」は重丸、「西」は五郎丸の分家「西田屋」である。

重丸はその後、2代新作、3代頼次郎と続いた後、三上郡板橋村(現庄原市)の須澤(家号「上西原」)から信太郎が頼次郎の婿養子に入って4代目を相続した。須澤家は武家の流れをくみ、田(多カ)右衛門、田(多カ)次右衛門、忠兵衛、元右衛門、守右衛門と続き、重丸を相続した信太郎は守右衛門の四男にあたる〔303・304〕。

(2) 村役・町役

村役については、五郎丸三代良蔵が敷名村の長百姓であったことが最初に資料上で確認できる。良蔵は天明7年(1787)8月に社倉法追加について功績があったとして褒美を下されているのである〔306〕。その婿養子丈次郎は寛政2年(1790)に敷名村の組頭に就任し、つづいて上野山村庄屋(半役)を勤めた後、文化11年(1814)から死去する文政12年(1829)まで敷名村の庄屋を勤めた。それと同時に敷名村に給知を持つ数家の給庄屋を兼任している。その孫である頼次郎も敷名村の村役を歴任した。それらをまとめると次の通りである。

良蔵	? (天明7.8以前)	敷名村長百姓
丈次郎	寛政2(1790).9 ~ 文化11(1814)	敷名村組頭
	享和2(1801).10 ~	上野山村庄屋半役
	文化11(1814).9.23 ~	敷名村庄屋
	文化12(1815).5.25 ~ 文政12(1829)	” 一人役
	文政4(1821).4.22 ~	敷名村社倉主役
頼次郎	嘉永3(1850).11 ~ 嘉永6(1853).10.13	敷名村組頭
	嘉永6(1853).11.3 ~ 安政5(1858).10.3	敷名村社倉十人組頭取役 但鑑預格式庄屋次席
	安政3(1856).12.7 ~ 安政5(1858).10.3	敷名村組頭

	文久元(1861) 4 ~	敷名村下組引受
信太郎	慶応3(1867)12.10 ~ 明治4(1871)	敷名村組頭
	明治6(1873) 1.28 ~ 明治9(1876) 9	大組惣代
	明治6(1873) 2 ~	敷名村少長副
	明治9(1876) 5.12 ~	第十二大区十小区戸長附属
	明治10(1877)12.24 ~	八級用掛・敷名村受
茂之	昭和17(1942) 3 ~	敷名村村会議員
	昭和30(1955) 3 ~ 昭和36(1961) 8	三和町収入役

4 尼子家文書の整理

尼子家文書目録の整理は、文書が入れられていた木箱に1から6までの番号をつけ、箱1から順次整理を行った。箱1・2は本体と蓋があるが、3・4は本体のみ、また5・6は蓋のみでその中に文書が入れられていた。5の蓋裏には「明治十四年 敷名村尼子萬吉」という墨書があり、箱6の蓋の表にも「高帳高見概帳 永代証文控帳 文化元年酉年ヨリ 鋪名村下組」と言及された墨書が確認できる。なお、箱に入れられていた文書の番号は次の通りである。

箱1	1~163	箱4	334~400	段ボール箱	592~615
箱2	164~246	箱5	401~459		
箱3	247~333	箱6	460~591		

箱2には、さらに小型の木箱(1)・(2)が2箱あった。(1)の蓋には「御免状 庄屋丈次郎」と墨書され、194~222の文書が、また(2)の蓋には「文化十四年上津田村与山論一件済口取交証文武通、有原村与山論一件済口取交証文、~~ノ~~四通入 敷名村」と書かれた紙が貼られ、223~227の文書が入られていた。また、段ボール箱にも小さい木箱があり、613~615の文書が納められていた。

なお、このほか次の文書がこよりなどで括られて一括されていた。

165~176, 228~232, 287~294, 295~298, 307~316, 334~353, 377~399

5 尼子家文書の概要

目録の編成は、まず、1近世、2近代、3尼子家、4典籍の4つの大項目を立てた。

(1) 近世

近世文書では、①支配、②土地、③租税、④村政、⑤水利、⑥差縫、⑦救恤、⑧戸口、⑨寺社、⑩医療、⑪絵図、⑫札・合印の12の中項目を立て、さらに①、③、④、⑥では小項目を設けた。

文書が多く残るのは、丈次郎が敷名村の村役を勤めるようになった寛政以降であるが、特に同村の庄屋を勤めた文化11年(1814)以降が目立つ。

① 支配 「条目・法令・達」と「給知」の小項目を立てた。「給知」は、文化9年(1812)の寺西氏、文政3年(1820)の寺西氏と二川氏の給人法、及び給知条目4点である〔55-57, 77〕。

給人法は自らの給知だけで効力を持つ法令であるが、たとえば文政3年の寺西源次郎の給人法では、藩の法度や代官の命令を守ること、免組は明知方同様のこと、上米や納米は遅れないよう上納すること、諸入役の算用については、農民から疑われないよう綿密に行うこと、農民は耕作に力を入れることなど藩法に沿った趣旨となっている〔57-1〕。一方、同じ年の寺西氏家臣による給知条目では、年貢や諸掛りなど農民の負担について細かく規定している〔57-2〕。

② 土地 慶長6年(1601)の検地帳は残念ながら包しか残っていないが〔46〕、享保から文政年間にかけての山林関係文書の控がある〔34〕。

③ 租税 「免状・門張り」と「納入」の小項目を立てた。「免状・門張り」は、丈次郎が敷名村庄屋となった文化12年から文政11年まで張り継がれた免状〔194〕と、同年から文政12年までの門張り〔195~222〕である。門張りは、庄屋が農民にその年の免を公表し、それを周知徹底させるため門前などに張り出したもので、糊の付着が確認できる。これ以降の免状・門張りや、納入関係の文書がほとんど伝わっていない理由は明らかではない。

④ 村政 「村況」「覚書・御用留」「村役」「板橋村」「給役」の小項目を立てた。

「村況」は、文化8年(1811)3月に丈次郎が筆写した「鋪名村指出シ帖扣」〔264-1〕1点である。これは、明和3年(1766)、寛政4年、文化4年の「指出帳」と、後年に控えたと思われる文政3年(1820)の「国郡志」が収録されており、敷名村の概要とその変遷を知ることができる。なお、この巻末には寛政3年の上野山村「指出シ帖」も書写されている。

「覚書・御用留」のうち「公務録」〔74〕は、宝暦12年(1762)から寛政2年(1790)までの触書や廻状を書き留めている。このことから、丈次郎が村役を勤めるに当たって役務の参考とするため、同書を借用したうえ筆写したのと考えられる(借用先は当時世羅郡吉原村庄屋であった「長満」家と伝えられる)。

「板橋村」23点は、文政期の板橋村庄屋元右衛門関係の文書である。元右衛門は、先述したとおり重丸4代目信太郎の実父であり、これらの文書は信太郎が何らかの事情で持ち帰ったものと考えられる。

⑤ 水利 享保10年に完成した鳥が池、及び矢原田地用水溝の水分け証文〔354〕など2点である。

⑥ 争論 「山論・境論」「水論」「閩閩高争論」「喧嘩・武一騒動」の小項目を立てた。尼子家文書には争論に関するものが比較的多数残り、全32点を数える。隣村との間で争論が絶えなかった原因は、敷名村が農耕に必要な下草を村内で調達できず、隣村の上津田村や有原村の入会山へ頼らざるを得なかったことにある。

隣村との間で発生した主要な争論とその年代、文書番号だけをあげると次の通りである。

- ア 板木村・羽出庭村との水論〔258〕 寛延元年～宝暦2年
- イ 三若村との境論〔65・66・68・373〕 寛政7年4月
- ウ 上津田村との境論〔38・223・224・260・264〕 文化12年11月～同14年4月
- エ 有原村との境論〔225・261・374・400〕 文化14年7月～10月
- オ 同村との境論〔226・263・374〕 文政3年4月～同4年11月
- カ 同村との水論〔48・227〕 文政7年6月
- キ 同村との喧嘩〔257・262〕 文政7年7月
- ク 三若村との喧嘩〔94〕 卯年4月

〔47〕は、文政6年(1823)に村内飛郷の今原谷の19人が閩高を従来どおりに割り付けることを不服として争論となった一件文書である。これは、結局毛付高へ割り付けるためには地概^{じなら}しが必要となるため外組が納得せず、割庄屋まで直訴することとなったが、出役らが説得し願^{ねが}い下げとなった。

⑦ 救恤 天明7年(1787)の社会麦貸渡帖など1綴〔316〕である。

⑧ 戸口 明治2年(1869)、京都の西本願寺参詣に出掛けた敷名村の喜蔵が、帰途の三上郡庄原村で病となり歩けなくなったので、女房・子供等と郷里まで村継送りで帰された一件〔58〕など3点である。

⑨ 寺社 文政2年(1819)に「国郡志御用二付下弾書出帖」を編集するにあたって模写した、氏神社八幡神社の棟札や再建記〔35・357〕など6点である。

⑩ 医療 広島藩は、文政5年(1822)、天行下痢病(コレラ)流行への対策として、中村元亮らの侍医から提出させた医案の写しをそのまま領内各地に送り、各地の医師の判断に任せる方法をとった。〔355〕の5冊はその案書である。

⑪ 絵図 〔97〕は「国郡志御用二付下弾書出帖」とともに敷名村から世羅郡割庄屋へ提出した敷名村絵図の控である。耕地、野山、御建山・御留山を色分けし、里道・河川・池・寺社・村役人宅・社会・名勝・旧城跡などの位置を示している。なお、??頁に掲載した敷名村絵図はこの絵図をもとにして作成した。

(2) 近代

近代文書では、①町村政、②租税、③土地、④戸口、⑤勸業、⑥防犯、⑦教育の7つの中項目を立て、さらに①と⑤では小項目を設けた。

① 町村政 尼子氏は、前述したように明治以降も村・町の公職を勤めたため、わずかではあるが、町村政に関する文書が残されている。ここでは時期により、「敷名村」「津名村」「三和町」及び「組」の小項目を設けた。

「敷名村」では、同村で明治6年(1873)に民撰入札を行った結果、127戸の票を集めた信太郎氏が、その「人望」に応じて大組惣代となった際の辞令〔331〕がある。

「三和町」では、茂之氏が昭和30年(1955)から三和町初代の収入役を勤めた関係から、36年に退任する際の引継目録がある〔466〕。

② 租税 信太郎氏が大組惣代、少長副、戸長附属、村用掛などを勤めた関係で、敷名村下組の諸入用受払いに関する文書などが残されている。

③ 土地 下組住民539.773石分の持高帳〔387〕など8点である。

⑤ 勸業 「要求・陳情」「農会」「農協」「産業組合」「森林組合」の小項目を設けた。

(3) 尼子家

近世・近代を通して収録し、①家督、②土地、③租税、④寄付、⑤家計、⑥借用、⑦農業、⑧医薬、⑨請求・督促、⑩家・親類、⑪褒状・感謝状・卒業証、⑫学芸、⑬贈答、⑭組合・保険、⑮配給、⑯その他という16の中項目を置いた。②土地では、さらに「地券」「登記」「購入」「売却」「争論」「取引」の6つの小項目を置いている。なお、尼子家に関する文書のうち、とくに私的な性格が濃いもの157点については、所蔵者の希望により目録に収録しなかった。

⑩「家・親族」のうち、「家訓」〔610〕は時期不明であるが、「天八おそろし」「地八大切ツ」「父母八大事」「子はふびんかあい」「夫婦むつましく」「兄弟仲よく」「職分を出精」「諸人あいきやう」の8条からなる。この他には、⑮「配給」のうち、終戦直後の衣料切符〔508・462-3〕や配給制に関する資料が目につく。

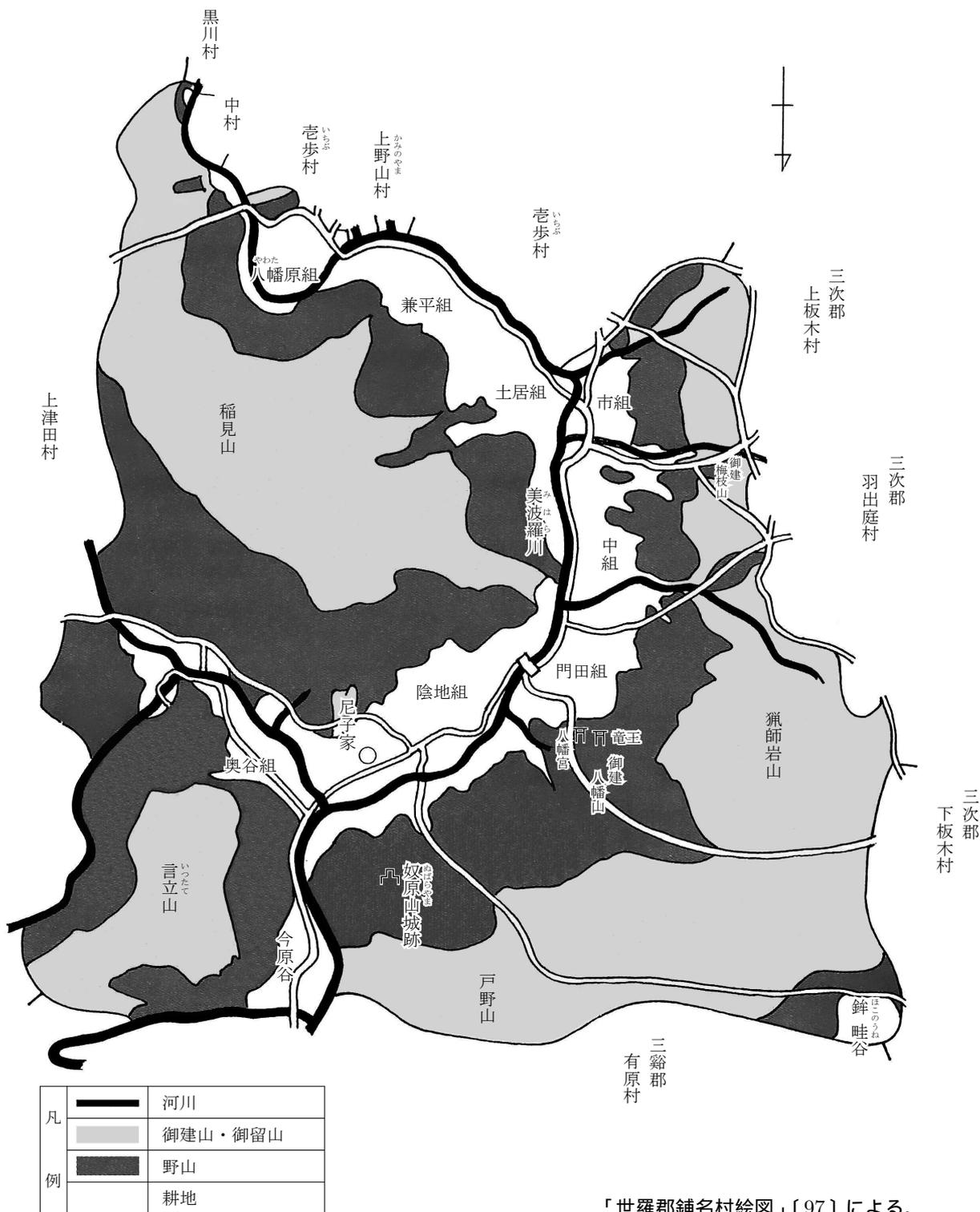
(4) 典籍

点数の多くない典籍のなかで、13点と目を引くのは教訓・往来関係のもので、板本だけでなく写本もある。また、農地改革・食糧一割増産など戦後改革関係の刊行物も含まれる。

参考文献

『明治百年記念三和町誌』(昭和43年)、『広島県の地名』(平凡社、昭和57年)、『吉舎町史上巻』(昭和63年)

世羅郡敷名村絵図(文政3年)



「世羅郡鋪名村絵図」〔97〕による。

番号	表題	年代	作成	形態	数量
1 近世					
(1) 支配					
条目・法令・達					
259	郡中俚約筋頭書ヲ以被仰付候写し帖 三谿郡	安永9.2.		豎冊	1冊
49	申渡(中勘定御条目写シ)	文化5.11.	吉田新三郎・佐藤嘉伝次 年寄・割庄屋・村々庄屋・ 組頭共	豎継紙	1通
362	[博奕御法度等二付請印帳] 糸井村	文化7.9.	長百姓惣右衛門外124名 庄屋清五郎殿外1名 奥書 庄屋清五郎外1名 組合割 庄屋新平殿	豎冊	1冊
329	[明日祭礼二而差出し延引二付別紙達添書]			切紙	1通
138	御直筆の写 木版刷, 2通入			包	1包 (2通)
138/1	○御直筆の写(版籍奉還二付親書)	(明治2) . 8 . 12		切継紙	(1通)
138/2	○〔御直筆御下二付名代口演書〕 木版刷	(明治2) . 8 .		切継紙	(1通)
371	御名代中口達			包	1包
給地					
56	覚(寺西監物給人法) 包入, 包に「書附 壱通 敷名村へ」とあり	文化9.	寺西監物 世羅郡敷名村庄 屋丈次郎	豎継紙	1通
77	村々御所務方御定法之覚	文化9.6.	寺西監物内野嶋助一	豎冊	1冊
55	定(二川清記給人法) 包入, 包に「書付」とあり	文政3.8.	二川清記 世羅郡敷名村庄 屋丈次郎	豎紙	1通
57	書付 式通 世羅郡敷名村 2通入	文政3.8.		包	1包 (2通)
57/1	○定(寺西源三郎給人法)	文政3.8.	寺西源三郎 世羅郡敷名村 庄屋丈次郎	豎継紙	(1通)
57/2	○覚(寺西源三郎奉行人給知条目)	文政3.8.	寺西源三郎内浄本喜藤太 世羅郡敷名村庄屋丈次郎殿	豎継紙	(1通)
(2) 土地					
46	備後国世羅郡敷名村田畑御検地帳 包のみ	慶長6.10.		包	1包
47/1	○鋪名村田畑屋敷御俚地帖内今原 谷分書貫	慶長6.10.		豎冊	(1冊)
592	[畠目録] 検地帳断簡か			豎継紙	1通
34	世羅郡鋪名村御建野山腰林御改帳 山御改帳扣古キ分難分り二付此 度相改申候(享保~文政年間の山 関係文書控帳)	享保10(~文政2.12)		豎冊	1冊
(3) 租税					
免状・門張り					
194	覚(免状) 世羅郡敷名村			継	1継

番号	表題	年代	作成	形態	数量
194/14	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文化12.5.25	一場武助・河原勇次郎 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/13	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開・当分明知定江戸多賀為次郎分免状)	文化13.5.	一場武助・河原勇次郎 庄屋丈次郎・与頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/12	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開・多賀分免状)	文化14.5.	大藤源七郎・河原勇次郎 庄屋丈次郎・与頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/11	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開・多賀分免状)	文化15.5.	大藤源七郎・河原勇次郎 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/10	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開・多賀分免状)	文政2.4.	大藤源七郎・宮田和多理 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/9	○覚(世羅郡敷名村新開免状)	文政3.6.	大藤源七郎・吉田矢柄 庄屋丈次郎・与頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/8	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政4.5.	大藤源七郎・三田村新次郎 庄屋丈次郎・与頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/7	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政5.5.	大藤源七郎・三田村新次郎 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/6	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政6.5.	大藤源七郎・三田村新次郎 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/5	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政7.5.	大藤源七郎・三田村新次郎 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/4	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政8.5.	西山造酒・川上雄之進 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/3	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政9.5.	西山造酒・川上雄之進 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/2	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政10.5.	西山造酒・川上雄之進 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
194/1	○覚(世羅郡明知方敷名村・同村新開免状)	文政11.5.	川上雄之進・薄田八郎 庄屋丈次郎・組頭・長百姓共	豎継紙	(1通)
195	文化十二年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文化12.		豎切紙	1通
196	文化十三年分土免(世羅郡明知・給知方敷名村・同村新開分門張り)	文化13.		豎切紙	1通
197	文化十四年分土免(世羅郡明知・給知方敷名村・同村新開分門張り)	文化14.		豎切紙	1通
198	文化十五年分土免(世羅郡明知・給知方敷名村・同村新開分門張り)	文化15.		豎切紙	1通
199	文政二年分土免(世羅郡明知方・給知方敷名村・同村新開分門張り)	文政2.		豎切紙	1通
200	文政三年分土免(世羅郡敷名村新開分門張り)	文政3.		豎切紙	1通
201	文政四年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文政4.		豎切紙	1通
202	文政五年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文政5.		豎切紙	1通
203	文政六年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文政6.		豎切紙	1通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
204	文政七年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文政7.		豎切紙	1通
205	文政八年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文政8.		豎切紙	1通
206	文政九年分土免(世羅郡明知方敷名村・同村新開分門張り)	文政9.		豎切紙	1通
207	文政十年分土免(世羅郡明知方鋪名村・同村新開分門張り)	文政10.		豎切紙	1通
208	文政十一年分土免(世羅郡明知方鋪名村・同村新開分門張り)	文政11.		豎切紙	1通
209	文化十三年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文化13.		豎切紙	1通
210	文化十四年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文化14.		豎切紙	1通
211	文化十五年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文化15.		豎切紙	1通
212	文政二年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政2.		豎切紙	1通
213	文政三年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政3.		豎切紙	1通
214	文政四年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政4.		豎切紙	1通
215	文政五年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政5.		豎切紙	1通
216	文政六年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政6.		豎切紙	1通
217	文政七年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政7.		豎切紙	1通
218	文政八年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政8.		豎切紙	1通
219	文政九年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政9.		豎切紙	1通
220	文政十年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政10.		豎切紙	1通
221	文政十一年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政11.		豎切紙	1通
222	文政十二年分土免(世羅郡明知方上野山村分門張り)	文政12.		豎切紙	1通
納入					
307	半内通 2通一括			括	1括 (2通)
307/1	○〔年貢米納通継〕 4通	天明2~5	庄屋茂左衛門・神田半内 (良蔵)	切紙継	(1継)
307/2	○〔年貢米納通継〕 4通	天明6~寛政元	庄屋茂左衛門・神田半内 (良蔵)	切紙継	(1継)
180	世羅郡敷名村下組御免組勘定牒 明治三午年分 下組村居	明治4.2.	庄屋戸田藤七・同神村三左 衛門・組頭2名・長百姓8名・ 五人頭28名	豎冊	1冊
189	〔職人運上銀取立送り書控帳〕	(明治3~4)	(尼子信太郎)	横半	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
(4) 村政					
村況					
264/1	○敷名村差出シ帖扣	文化 8.3.27写	(備後国世羅郡敷名村重丸丈次郎写)	横半	1冊
覚書・御用留					
74	公務録	寛政 2.		豎冊	1冊
177	御用控	明治 4.正.	神村三左衛門	豎冊	1冊
村役					
236	鋪名村・上野山村役筋被為仰付候 社倉主役被為仰付候御書入 丈次郎 5通入			袋	1袋 (5通)
236/1	○申渡(敷名村百姓丈次郎与頭申付) 原包欠, 外包に「寛政貳年戌九月十日敷名村与頭被仰付候御書入 丈次郎」とあり	戌 寛政 2). 9.	土屋喜右衛門・松野久右衛門・斎藤五十郎	切紙	(1通)
236/2	○申渡ス(敷名村組頭丈次郎上野山村庄屋半役申付) 原包欠, 外包に「享和二年戌十月二日上野山村庄屋半役被仰付候御書入 丈次郎」とあり	戌 享和 2). 10.	寺川守人・吉田新三郎・芦田次郎大夫	切紙	(1通)
236/3	○申渡ス(上野山村庄屋・敷名村組頭丈次郎敷名村庄屋申付) 原包欠, 外包に「文化十一年戌九月廿三日敷名村庄屋半役被仰付候御書入 丈次郎」とあり	戌 文化11). 9. 23	松村英助・河原勇次郎	切紙	(1通)
236/4	○態申遣ス(敷名村組頭差免) 原包あり, 外包に「文化十一年戌九月廿三日敷名村与頭御免被仰付候御書入 丈次郎」とあり	戌 文化11). 9. 23	河原勇次郎 上野山村庄屋・敷名村組頭丈次郎	切継紙	(1通)
236/5	○態申遣(敷名村庄屋彦人役申付) 原包あり, 外包に「文化十一年戌九月廿三日敷名村与頭御免被仰付候御書入 丈次郎」とあり	亥 文化12). 5. 25	一場武助・河原勇次郎 敷名村庄屋丈次郎	切紙	(1通)
613	社倉主役被仰付候御書三通入 丈次郎 3通入, 原包あり	文 文政 4. 4. 22		包	1包 (3通)
613/1	○申渡(敷名村庄屋丈次郎社倉主役申付)	文 文政 4. 4. 22	大藤源七郎・三田村新次郎	切継紙	(1通)
613/2	○態申遣(社倉引受村二付申付)	文 文政 4. 4. 22	大藤源七郎・三田村新次郎 社倉主役敷名村丈次郎	切継紙	(1通)
613/3	○主役心得書	文 文政 4. 4. 22	大藤源七郎・三田村新次郎 社倉主役敷名村丈次郎	切継紙	(1通)
294	[頼次郎へ組頭被仰付候御書一括] 3通2包一括	(嘉永 3 ~ 文久元)		括	1括 (3通, 2包)
294/1	○申渡ス(敷名村先々庄屋丈次郎孫頼次郎敷名村与頭申付) 原包・外包あり, 外包に「御紙上御下ヶ被遣 組頭役頼次郎嘉永三年戌十一月廿七日被仰付」とあり	嘉 嘉永 3. 11. 27	藤井十六郎・石川富弥・上坂嘉膳	切紙	(1通)
294/2	○御紙上御下ヶ被遣 社倉十人組頭取頼次郎 三日被仰付 3通入, 原包あり	嘉 嘉永 3. 11. 3 嘉永六年丑十一月		包	(1包)
294/1-1	○態申遣ス(甲山町へ出頭)	嘉 嘉永 6. 10. 10	世羅郡御役所 敷名村与頭頼次郎	切継紙	(1通)
294/1-2	○態申遣ス(敷名村与頭差免)	嘉 嘉永 6. 10. 13	世羅郡御役所 敷名村与頭頼次郎	切継紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
294/1-3	○申渡入(敷名村与頭頼次郎社倉十人組頭取・但鑑預格式庄屋次席申付)	嘉永6.11.3	石川富弥・上坂嘉左衛門	切継紙	(1通)
294/3	○御紙上御下ヶ被遣 組頭役頼次郎 安政三辰十二月七日被仰付	嘉永6.11.3		包	(1包)
294/3-1	○態申遣(甲山町へ出頭)	安政3.12.	世羅郡御役所 敷名村社倉十人組頭取頼次郎	切紙	(1通)
294/3-2	○申渡入(敷名村社倉十人組頭取頼次郎組頭兼帯申付)	安政3.12.7	御牧久馬・小川藤蔵・山崎為之進	切紙	(1通)
294/4	○態申遣入(敷名村社倉十人組頭取并同村与頭差免) 原包あり,外包に「御紙上御下ヶ被遣 社倉十人組頭取・同組頭頼次郎安政五年午十月三日被仰付」とあり	安政5.10.3	小川藤蔵・山崎為之進 敷名村社倉十人組頭取・与頭頼次郎	切紙	(1通)
294/5	○〔敷名村下組用所引受二付申達書〕 原包あり,外包に「御紙上御下ヶ被遣 鋪名村下組用所引受頼次郎 文久元年西五月廿日被仰付」とあり	文久元.5.20	割庄屋又太郎 敷名村下組頼次郎	切紙	(1通)
288	申渡(敷名村先庄屋伴信太郎敷名村組頭申付) 包入,包に「御示状 壱通 信太郎組頭被仰附分」とあり	慶応3.12.10	芦田甚三郎・進藤八郎右衛門	切紙	1通
板橋村					
322	態申遣入(板橋村押米上納)	乙酉(文政8).10.10	奴可・三上郡御役所 板橋村庄屋元右衛門・与頭とも・割庄屋甚兵衛・同七左衛門	切継紙	1通
327	態申遣入(板橋村押米上納)	丁亥(文政10).10.	奴可・三上郡御役所 板橋村庄屋元右衛門・組頭共・割庄屋甚兵衛外2名	切継紙	1通
279	〔板橋村西林坊三次町へ召連方二付申付并二村送り請書〕 2通包入	.8.19・20	吉村孫三郎 三上郡板橋村役人共	切紙	1通
319	〔板橋村西林坊隠居細工之花生け返戻二付申達書〕	戊子(文政11).2.	倉田栄蔵 割庄屋甚兵衛殿	切紙	1通
280	態申遣入(板橋村西林坊庄原町へ召連方二付申付)	戊子(文政11).3.21	奴可・三上郡御役所 庄屋元右衛門・組頭共・割庄屋宗次・同格与一郎	切継紙	1通
281	〔西林坊庄原町へ御呼出し二付別紙申進〕	子(文政11).3.21	割庄屋宗次 板橋村庄屋元右衛門様・与頭中	切継紙	1通
282	申渡入(板橋村西林坊急度叱申渡)	戊子(文政11).3.22	中島六大夫・野田滝之助	切継紙	1通
283	覚(板橋村西林坊急度叱申渡し受書案)	(文政11).3.22	板橋村 田村清太様	切紙	1通
273	〔板橋村西林坊方差出し候花生差戻し方申達書〕	.5.7	奴可・三上郡番組 割庄屋甚兵衛殿	切継紙	1通
325	態申遣(庄原町へ出頭方)	巳.霜.12	奴可・三上郡御役所 板橋村庄屋文七・組頭共	切紙	1通
326	〔板橋村吉左衛門失火不念一件〕 2通入	(巳.12)	奴可・三上郡御役所 板橋村庄屋外	包	1包 (2通)
326/1	○態申遣(板橋村百姓吉左衛門失火不念二付追込申渡し)	巳.12.	頼万四郎外3名 庄屋文七外1名・組頭共・組合割庄屋甚兵衛	切継紙	(1通)
326/2	○〔板橋村吉左衛門追込み申渡二付添書〕	巳.12.19	割庄屋甚兵衛 板橋村庄屋元右衛門様	切継紙	(1通)
274	〔板橋村へ申渡し〕 3通入			包	1包 (3通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
274/3	○覚(三上郡板橋村新百姓喜三次咎め差免二付申渡し)	巳.12.26	堀口佐平太・並河柳右衛門・板原清右衛門	切継紙	(1通)
274/1	○〔去暮取立不足取約メ方下問二付申達書〕	.4.22	於高村下組永井東之助 板橋村庄屋元右衛門殿	切継紙	(1通)
274/2	○〔米納差次不相成旨二付取計方申達書〕	.11.20	廻村方帖元中・同下代中板橋村庄屋元右衛門殿	切紙	(1通)
321	〔喜三次問尋書読聞印形取二付出頭方申達書〕	.10.28	勤番所下代中 板橋村庄屋元右衛門殿・新庄村・板橋村迄	切継紙	1通
323	〔下ヶ置候免員下札扣差出方二付申達書〕	.2.12	廻村方帖元中・同下代中板橋村庄屋元右衛門殿	切継紙	1通
277	〔板橋村諸帳面受取二付返書〕	.2.13	山下大右衛門・小出大蔵板橋村庄屋元右衛門殿	切紙	1通
328	〔和兵衛召連れ出頭方申達書〕	.2.28	山下大右衛門・小出大蔵庄屋元右衛門殿	切紙	1通
272	〔先触〕 包入	.3.16	山下大右衛門 板橋村役人中	切継紙	1通
271	先触 包入	.6.1	永井東之助 是松村・新庄村迄右村々役人中	切継紙	1通
324	〔村々惣百姓へ被仰付之義有之候二付出頭方申達書〕	.10.11	山下大右衛門外2名 板橋・一木・是松・新庄村庄屋6名	切継紙	1通
276	〔庄屋文七禁足二付諸事出精方急御用申達書〕	.10.21	勤番所帖元中・下代中 板橋村庄屋元右衛門殿・新庄村・板橋村迄	切継紙	1通
278	〔津出米稲草村中宿迄繰出方二付申達書〕	.11.5	高村下組二而永井東之助 宮内村・川手村・板橋村役人中	切継紙	1通
320	〔板橋村村地定メ米之辻去辰之年分書付差出し方申達書〕	.11.8	勤番所下代中 板橋村庄屋元右衛門殿・新庄村・板橋村迄	切継紙	1通
305	〔奴可・三上郡御役所来状包〕		板橋村庄屋元右衛門・組合割庄屋甚兵衛	包	1包
給役					
615	〔給人申達・書状〕			包	1包
615/9	○生田権左衛門内大野兵助(千之助)書状(只今迄之通其儘給庄屋申付二付) 包入	(文政3カ).2.28	(敷名村)庄屋丈次郎様	切紙	(1通)
615/14	○浅野三十郎内宮川次郎助外2名書状(給庄屋依頼) 包入	(文政3カ).6.20	世羅郡敷名村庄屋丈次郎殿	折紙	(1通)
615/10	○〔給人松村孫大夫申達・書状〕 2通入	(文政3カ)		包	(1包)
615/10-1	○申達(敷名村知行所給庄屋申付)		松村孫大夫 給庄屋丈次郎とのへ	切紙	(1通)
615/10-2	○松村孫大夫内大友茂右衛門・藤井周助書状(是迄之通給知行所給役申付二付) 包入	(文政3カ).6.23	敷名村給庄屋丈次郎殿	切紙	(1通)
615/6	○二川清記内山中左兵衛書状(知行所給役申付二付) 包入	(文政3カ).7.21	世羅郡敷名村庄屋丈次郎様	切継紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
615/7	○矢島幾三郎内渡部次兵衛・野村源兵衛書状(当御屋鋪給庄屋申付二付) 包入	(文政3カ)7.	世羅郡敷名村庄屋丈次郎様	切継紙	(1通)
615/13	○寺西源三郎内沢本喜藤太書状(給庄屋其儘申付二付) 包入	(文政3カ)8.3	敷名村庄屋丈次郎殿	切継紙	(1通)
615/8	○矢島幾三郎内渡部次兵衛・野村源兵衛書状(旦那様改名二付申達) 包入	.9.9	世羅郡敷名村庄屋丈次郎様	切継紙	(1通)
615/4	○二川清記内山中左兵衛書状(知行所給役受書差出方二付) 包入	.9.17	敷名村庄屋丈次郎様	切紙	(1通)
615/2	○松村直之進内藤井周助書状(知行所給役申付二付) 包入	.9.19	世羅郡敷名村二而來次郎殿	切紙	(1通)
615/3	○松村直之進内藤井周助書状(病死丈次郎倅來次郎へ知行所給役申付二付) 包入	.9.19	中村庄屋九郎次様	切継紙	(1通)
615/1	○寺西源三郎内沢本喜藤太書状(給庄屋申付二付) 別啓とも2通包入	.9.21	給庄屋來次郎殿(世羅郡敷名村庄屋丈次郎跡)	切継紙	(1通)
615/5	○寺西源三郎内沢本喜藤太書状(病死庄屋丈次郎倅來次郎へ給庄屋申付二付) 包入	.9.21	割庄屋九郎次様	切紙	(1通)
615/12	○矢島半右衛門内岡田左平次書状(御知行所給役申付二付) 包入	.10.17	世羅郡鋪名村庄屋丈次郎殿跡頼次殿	切継紙	(1通)
615/11	○某書翰(京柵四挺御落手可被下候)	.12.20		切紙	(1通)

(5) 水利

354	鳥が池出来之時分水分ヶ証文扣写し・矢原田地用水溝証文写し	享保10.3.14・ 享保10.11.20	家貞源右衛門外5名 蔵本甚右衛門殿外10名 / 組庄屋市郎右衛門外10名 土井屋新右衛門殿外1名	豎冊	1冊
299	重丸前吞水向山寄ヨリ引請候丁間并竹樋次キ与覚帳	文政4.3.		小横長	1冊

(6) 差纏

山論・境論

373	三若村・当村奥谷駈合一件	寛政7.4.		横長	1冊
260	三若村・当村奥谷駈り合一件 2冊1綴入	寛政7.4.14		袋	1袋 (2冊,1綴)
260/1	○〔敷名村野山稻見山・上津田村境駈合一件申達書・申渡し書綴〕	未.		綴	(1綴)
260/2	○当村・上津田村山論一件於黒川村出役衆聞亂し之刻入用帳	文化13.5.19		横長	(1冊)
260/3	○当村野山稻見山上津田村境駈合一件 鋪名村	文化12.11.14 ~文化14.4.20		横長	(1冊)

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
376	今原甚左衛門と有原村源五郎駈合一件 有原と敷名村と駈合書状二而有之候 享和四子二月八日方廿三日迄相濟 尤双方願下内濟仕候 未開封	享和4.2.		包	1包
367	有原山今原奥谷入口此草干場有原駈合一件・文化十酉五月掛合覚一件 未開封	文化10.5.		包	1包
110	上津田・下津田両村野山差縫於吉原御三人様御入込御吟味節敷名村庄屋丈次郎引渡被仰付之節入用帖 ほかへ 写し有り 2冊入	文化12.6.		袋	1袋 (2冊)
110/1	○世羅郡下津田村・上津田村山論一件御吟味諸入用帖 文意之趣写シ置	文化12.6.	庄屋・与頭 御三人様(野田文平外)	横長	(1冊)
110/2	○世羅郡下津田村百姓庄助・啓蔵駈合一件御吟味諸入用帖	文化12.6.	庄屋新兵衛・三吉外1名 野田文平外2名	横長	(1冊)
38	当村野山稲見山・上津田村野山唐谷山境指縫御吟味之上相片付候一件 世羅郡鋪名村	文化14.4.		豎冊	1冊
223	取交証文之事(敷名村いなみ・上津田村から谷野山境去々冬方差縫一件内済証文) 包入,包に「取交証文巻通」とあり	文化14.4.	上津田村庄屋藤太郎外6名 敷名村庄屋丈次郎殿外 奥書組合割庄屋藤左衛門外1名	豎継紙	1通
224	取交証文之事(上津田村から谷・敷名村いなみ野山境去々冬方差縫一件内済証文) 上津田村渡ほかへ 包入,包に「上津田村江遣又稲見山境取交証文ほかへ 敷名村」とあり	文化14.4.	鋪名村庄屋丈次郎外10名 上津田村庄屋藤太郎殿外 奥書組合割庄屋藤左衛門外1名	豎継紙	1通
261	有原山草苅場にて当村今原谷百姓与有原村百姓与差縫出来有原村江駈ヶ合一件 敷名村	文化14.7.5		豎冊	1冊
225	為取替置証文之事(有原村於山所夏草苅候儀二付敷名村百姓と差縫一件内済証文) 世羅郡敷名村 包入,包に「鋪名村方有原村へ遣し申候取交証文扣入」とあり	文化14.10.	庄屋丈次郎外3名 三谿郡有原村庄屋惣助殿外	豎継紙	1通
264	鋪名村野山稲見山境・上津田村野山から谷山境駈合一件 1冊1綴1包入	文化14.4.		袋	1袋 (1冊,1綴,1包)
264/1	○敷名村指出シ帖扣	文化8.3.27写	(備後国世羅郡敷名村重丸丈次郎写)	横半	(1冊)
264/2	○〔鋪名村・上津田村野山境論一件書状・口上書綴〕			綴	(1綴)
264/3	○鋪名村野山稲見山境・上津田村野唐谷山境差縫一件書状			包	(1包)
264/3-3	○上組神田多助稲見山野山御風呂松伐上津田若林谷者參鋸附押取申候二付内済仕度取計内窺ひ割庄屋九郎次殿内々紙面入 未開封	文化13.4.		包	(1包)
264/3-2	○申渡(敷名村百姓多助追込)	丑.6.4	大藤源七郎外1名	切継紙	(1通)
264/3-8	○申渡(敷名・上津田村役人共,同長百姓共,同山受百姓共急度叱)	丑.6.4	大藤源七郎・河原勇次郎	切継紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
264/3-1	○態申遣(敷名村百姓多助追込差免)包入	丑.6.10	大藤源七郎外1名(敷名村庄屋丈次郎・与頭共)	切継紙	(1通)
264/3-6	○態申遣又(吟味方留役沢井柳次・岩田逸作山論吟味のため出張心得方)包入	.4.4	世羅郡御役所 敷名村庄屋丈次郎・与頭共	切継紙	(1通)
264/3-7	○態申達候(敷名村百姓多助等上津田村へ召連方申達書)	.4.4	竹内半次・丸芳庄之助 庄屋丈次郎・与頭中	切紙	(1通)
264/3-4	○〔山所見分ヶニ付小国村へ出頭方申達書〕	.4.12	沢井柳次・岩田逸作 上津田・敷名両村役人中	切紙	(1通)
264/3-5	○神田原壱番之土塚方式拾番之土塚迄夫々見通し山境之事			切紙	(1通)
263	世羅郡鋪名村今原谷沖大川端三谿郡有原村大笹谷与境指縫駈合一件鋪名村 1冊1括1包入	(文政3~4)		袋	1袋 (1冊,1括,1包)
263/1	○当村今原谷沖大川端流所三谿郡有原村大笹谷与駈合一件 鋪名村	文政3.4.	庄屋丈次郎	豎冊	(1冊)
263/3	○〔境論駈合一件一括〕	(文政3.5~)		括	(1括)
263/3-5	○敷名村庄屋丈次郎・与頭喜平次・同藤五郎書状ひかへ(全ク我意被相募候筋二者相当り申間敷哉)	.5.12	有原村庄屋惣助様・与頭藤左衛門様	切継紙	(1通)
263/3-4	○有原村役人書状(今日之御返答御読振二依而此元百姓共幾重七示談仕度奉存候)	辰(文政3).5.13	敷名村御役人	切継紙	(1通)
263/3-7	○〔内済取組二付往復書状〕 3通一括	(文政3.5)		括	(1括)
263/3-7-2	○極御内々頭書覚(見当り候旧記類御内々申上候)	辰(文政3).5.15	有惣 敷定様・同七様	切継紙	(1通)
263/3-7-3	○三若村惣助密書(別紙旧記書記外見無用・内済取組二付)	.5.15	敷名村丈次郎様・御同七蔵様	切継紙	(1通)
263/3-7-1	○敷名丈次郎書状ひかへ(内済取計二付内々返書并二口上書ひかへ)	辰(文政3).5.18	三若惣助様	切継紙	(1通)
263/3-3	○敷名村役人書状ひかへ(当村今原谷沖荒所へ有原村大笹百姓中新規植付差留メ方再度依頼)	.5.18	有原村御役人衆中	切継紙	(1通)
263/3-8	○〔大笹・今原口上頭書〕 2通一括	(文政3.6)		括	(1括)
263/3-8-1	○大笹百姓共口上頭書	辰(文政3).6.22・24		切継紙	(1通)
263/3-8-2	○今原百姓口上頭書	辰(文政3).6.22		切継紙	(1通)
263/3-6	○〔御吟味二付口上書・証文〕	(文政4.11)		括	(1括)
263/3-6-1	○取交証文之覚(有原村より被成遣候案文)	文政4.11.	世羅郡敷名村庄屋丈次郎・与頭藤五郎・長百姓惣代4名・百姓惣代3名 三谿郡有原村庄屋宗助殿外	豎継紙	(1通)
263/3-6-2	○奉申上候口上之覚(此度論所御見分済吉田町司所二おゐて御吟味二付有様奉申上候口上書ひかへ)	辛巳(文政4).11.	(敷名村)庄屋丈次郎外 荒木喜伝次様	豎継紙	(1通)

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
263/3-6-3	○申上口上覚(論所願下ヶ二付差上申候口上書) 鋪名村	巳(文政4)霜.	御出役福原村庄屋源七殿	豎紙	(1通)
263/3-2	○三若惣助書状(取交証文へ添参り之書状)	.11.24	敷名丈次郎様	切継紙	(1通)
263/3-1	○鋪名村丈次郎書状ひかへ(取交証文添遣候書状)	.極.9	三若村惣助様	切継紙	(1通)
263/3-9	○右駮合二付割庄屋藤左衛門殿・九郎次殿往返紙面			綴	(1綴)
263/3-10	○[申達書綴]			綴	(1綴)
263/2	○鋪名村今原谷古荒所有原村大笹谷与差縫一件御吟味御願申上ル書付ひかへ并二右論所繪図類仕差上ヶ之ひかへ共此内二有之候,追願書付巳二月差上候ひかへも有り并二同巳五月論所御見分御受書付ひかへ并二右論所繪図差出候様被仰下候二付調郷山ノ色々へ上ヶ之ひかへ茂此内二有之候,巳十一月御吟味御片付境被成遣前巳八月二差上候繪図面御下ヶ戻し繪図面壹枚も此内二有之候	文政3.5.29~		包	(1包)
263/2-1	○世羅郡敷名村今原谷流所三谷郡在原村大笹谷与駮合御吟味御願申上ル書付ひかへ	辰(文政3).5.	(敷名村)庄屋丈次郎・与頭喜平次・同藤五郎 割庄屋九郎次様	豎継紙	(1通)
263/2-6	○文政三庚辰五月願書へ相添差出し候今原論所繪図ヒカ工	(文政3.5)		舗	(1枚)
263/2-2	○世羅郡鋪名村今原谷流所三谿郡有原村大笹谷与差縫追願申上ル書附ひかへ	巳(文政4).2.	(鋪名村)庄屋丈次郎・与頭喜平次・同藤五郎 割庄屋九郎次様	豎紙	(1通)
263/2-3	○世羅郡鋪名村・三谿郡有原村論所御見分御受申上ル書付ひかへ	巳(文政4).5.	(鋪名村)庄屋丈次郎・与頭喜平次・同藤五郎 久保直三郎様・木原覚兵衛様	豎紙	(1通)
263/2-4	○世羅郡鋪名村・三谿郡有原村境差縫御吟味御願申上書付ひかへ	巳(文政4).8.	(鋪名村)庄屋丈次郎・与頭藤五郎 世羅郡御役所	豎紙	(1通)
263/2-5	○世羅郡敷名村今原谷之内三谿郡有原村与論所繪図面 此繪図面指上置候処巳十一月十九日二相済候上御吟味方様方御戻被遣候 38.5×45.5			舗	(1枚)
263/2-7	○今原方出し下夕繪図面 45.0×84.0			舗	(1枚)
226	取交証文之事(三谿郡有原村飛郷大笹谷沖中そう大境世羅郡敷名村枝郷今原谷と掛り合一件内済証文) 包入,包に「世羅郡敷名村与他所差出縫一件済口取交証文壹通 三谿郡有原村」とあり	文政4.11.	三谿郡有原村庄屋惣助外8名 世羅郡敷名村庄屋丈次郎殿外	豎継紙	1通
374	[有原村と敷名村山論一件書翰綴] 8通合綴	(文化14).7.8~ 11.18	有原村庄屋惣助外 敷名村庄屋丈次郎外	綴	1綴
400	有原へ遣シ紙面下書反古入 1綴1括入	(文化14)		包	1包 (1綴,1括)
400/1	○敷名村方有原へ遣候書翰下書取捨請取候分并二若済口之節草案書状之分何し知らス		敷名村庄屋丈次郎 有原村庄屋惣助外	綴	(1綴)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
400/2	○有原へ遣し可申与書試候紙面下書并二取替之証文案書試之分何れも知らず未開封			括	(1括)
68	三若村与頭五右衛門・同四郎右衛門書状(当村野山畠山へ敷名村より入込草苅取仕候一件二付)	(寛政7)4.14	敷名村与頭空平様・同定次郎様	切継紙	1通
65	庄屋栄助書状(当村之者三若村畠山二而草苅取候一件調方二付)	(寛政7)4.15	与頭定次郎殿	切継紙	1通
66	三若村与頭四郎右衛門書状(畠山草苅一件御手元御様子二付)	(寛政7)4.23	敷名村与頭空平様・同定次郎様	切継紙	1通
50	腰林草木盗伐料米定書 世羅郡敷名村下組	明治3.3.		豎継紙	1通
水論					
258	鋪名村・板木・羽出庭と水出入一巻写し 文化13年6月写,袋入,袋に「長走り水源溝淵奥宝暦二年三次郡羽出庭村与水論駈合相片付候迄一件書類写シ絵図入 尤其頃当村庄屋下津田村国信八郎右衛門在役時分二付右書類国信方請取置尤書類写シ 本書上組与頭富屋藤五郎方二有之 此内二有之八写し 万一入用節八藤五郎方出せ候事 絵図ひかへ八本内二有之候分本ひかへ有之候 右八文政四年巳年庄屋丈次郎覚書仕置候」とあり	(寛延元~宝暦2)	敷名村重丸	豎冊	1冊
178	鋪名村上組原田水論空平与新蔵・丈兵衛与駈合一件濟口書留入袋のみ	文政5.4.		袋	1袋
48	今原谷幸イ谷川尻下モ正井手水有原分石仏田地水行之儀指纏濟口一件 敷名村 包入,包に「今原幸イ谷川尻下モ正井手水有原分石仏田地へ水分ヶ候様未夏方駈合当申六月相片付候駈ヶ合中覚書 濟口取受証文写シ共」とあり	文政7.6.27		豎冊	1冊
227	今原下モ正井手・有原石仏井出駈合濟口取交証文入并二有原村へ遣入ひかへ共 2通入	文政7.6.		包	1包 (2通)
227/1	○取交申定書(有原村大笹持分石仏田地水行之儀去夏以来方敷名村今原谷与差纏一件定書) 有原村 包入,包に「取交証文 有原村」とあり	文政7.6.	庄屋惣助外1名 敷名村御役人衆中	豎継紙	(1通)
227/2	○取交申定書(有原村大笹持分石仏田地水行之儀去夏以来方敷名村今原谷与差纏一件定書) 有原村へ遣入ひかへ	文政7.6.	鋪名村庄屋丈次郎外1名 有原村庄屋惣助殿外1名	豎継紙	(1通)
64	常五郎・頼次郎往復書状(谷川井手せき留メ一件有原村より掛ヶ合二付差纏濟口書類見せ合方)	.6.19	頼次郎(常五郎)	切継紙	1通
闖高争論					
47	鋪名村今原谷百姓拾九人之者闖高概之儀願出候一件 2冊1通入	文政5.6・文政6.7	庄屋丈次郎	袋	1袋 (2冊,1通)
47/2	○今原谷拾九人之者闖高之儀願出候二付願書一通御吟味屋敷二て差上候書附井口上書共三通・御裁許被仰付候御受書付書通メ五通之ひかへ	未(文政6)7~9		豎冊	(1冊)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
47/3	○今原谷拾九人之者闔高之儀願出候二付願書忝通御吟味屋敷二て差上候書付并二口上書共三通・御裁許被仰付候御受書付忝通〆五通之ひかへ 5通継			豎継紙	(1通)
喧嘩・武一騒動					
94	[安永弍年五月敷名村百姓三若村大井山へ深入り喧嘩一件相済候ひかへ写書]	卯. 4. 18		切継紙	1通
262	当村上組百姓瑠兵衛悴岩蔵・有原村富吉殿家来鹿蔵駈合一件 袋入, 袋に「有原村野山大江山・中山当村方茹来り場所丑七月差纏出来駈合一件 鋪名村 文化 十四年七月」とあり	文政 7. 7.		豎冊	1冊
257	当村上組百姓瑠兵衛悴岩蔵・有原村富吉屋家来鹿蔵駈合一件 鋪名村 1冊1通1括入	文政 7. 7.		袋	1袋 (1冊, 1通, 1括)
257/1	○在原村野山中山二て当村瑠兵衛悴岩蔵在原村富吉屋下人鹿蔵与致喧嘩懸り合二相成済口取受証文之扣并在原方受取候証文写し共	(文政 7. 9.)		豎冊	(1冊)
257/2	○済口覚(岩蔵・鹿蔵懸り合一件済口証文) 有原村	文政 7. 9.	有原村庄屋惣助外1名 敷 名村庄屋丈次郎殿外	豎継紙	(1通)
257/3	○[岩蔵・鹿蔵懸り合一件書類一括]			括	(1括)
54	申上ル口上ノ覚(博奕取扱并二高直之馬取引二付誤り証文)	明治 3. 2.	丈次太郎外8名 御役 人衆中様	豎継紙	1通
284	[世羅郡敷名村与頭信太郎武一騒動之節心得違二付叱り申渡し写]	辛未(明治 4) 12.		折紙	1通
317	[世羅郡敷名村長百姓千五郎倅多作武一騒動之節心得違二付叱り申渡し写]	(明治 4) 12.		折紙	1通
(7) 救恤					
316	[社倉麦貸渡一件] 1冊2通一括	(天明 7.)		括	1括 (1冊, 2通)
316/1	○倉社麦貸渡帖	天明 7. 2.	五郎丸良蔵	横半	(1冊)
316/2	○覚(大麦貸渡目録)	(天明 7.) 2.		切継紙	(1通)
316/3	○[社倉麦貸渡一件書状等継] 継1通		三郎 良蔵	紙継	(1通)
(8) 戸口					
58	往來手送り状口上書入 4通入			包	1包 (4通)
58/1	○往來手形之事(喜蔵等四人真宗本山参り)	明治 2. 9.	芸州世羅郡吉歩村光永寺 国々御関所御番所村々役人衆中	豎紙	(1通)
58/2	○覚(世羅郡敷名村百姓喜蔵病氣二付送り状)	明治 3. 7. 14	三上郡庄原村役人 所々御役人中	豎紙	(1通)
58/3	○口上之覚(世羅郡敷名村迄案駄二而送り届二付口上書)	明治 3. 7. 14	世羅郡敷名村嘉蔵 三上郡庄原村御役場様	豎継紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
58/4	○覚(村送り書継)	(明治3)7.14~16	庄原村役人 板橋村役人 一木村役人 実留村役人 三谷郡三清村 仁賀村 三 良坂村 長田村 石原村 三若村 有原村 敷名村	切紙継	(1通)
375	当村平助悴新吉此兩人三上郡川西 村二而相煩申候二附掛合一件 1冊1通入	寛政10.9.15		袋	1袋 (1冊,1 通)
375/1	○覚(敷名村平助相煩一件)			横長	(1冊)
375/2	○三上郡川西村役人書状(平助外 身元照会)	.9.15	世羅郡下敷那村御役人中	切紙継	(1通)
53	奉差上口上之覚(親幾蔵旅中当村 灰屋二而死去埋葬二付一札)	明治3.1.	石州津和野領宇津川村百姓 幾蔵悴栄次郎外1名 御役 人衆中様	縦紙	1通
(9) 寺社					
360	大日本六拾六国高諸給分役料事世 羅・三谷両郡村高附 諸給分御定 メ書写し置申候	文政元.写	備後国世羅敷名村重丸新作	横半	1冊
35	国郡志御用下弾帳之内八幡宮棟札 并再嘗記模写 世羅郡敷名村	文政2.		縦冊	1冊
357	八幡宮古代重建記模写(国郡志御 編替御用二付)	文政2.	備後世羅郡敷名村村吏尼子 上次郎信久	縦冊	1冊
358	惣氏社八幡宮御輿買求候代銀并諸 入用覚帖	文政8.8.		横長	1冊
359	惣氏社八幡宮御輿買求候二付村中 人別寄附覚帖 鋪名村	文政8.8.		横長	1冊
311	覚(下敷名村重丸組本山修覆銀寄 附受取書)	巳.12.20	高林坊納所 敷名村濤仙様	切紙	1通
(10) 医療					
355	広陵医官天行下痢病各案書八篇凡 五冊 5冊入	文政5.10.		包	1包 (5冊)
355/4	○天下吐利序	文政5.9.10	牛尾玄珠	縦冊	(1冊)
355/2	○〔天行下痢病治要略〕	文政5.9.25	中村元亮	縦冊	(1冊)
355/1	○天下下痢病症候	文政5.9.27	中村元亮	縦冊	(1冊)
355/5	○流行病愚考・文政五年壬午之秋 流行病ノ愚考・覚(流行病療養 方)	(文政5)9.27	恵美三圭・御園道英・山中 一庵	縦冊	(1冊)
355/3	○〔天行下痢病治験録〕		高橋文良信直	縦冊	(1冊)
(11) 絵図					
608/4	○御建八幡山絵図 敷名村下組 右八庄屋五十郎調御建山目附甲 山町伊右衛門殿指出しひかへ絵 図 24.6×68.8,包入	文化3.8.6		舗	(1枚)
97	世羅郡鋪名村絵図 国郡志御用懸 り割庄屋藤四郎殿方へ差出ス扣 76.0×72.5	文政4.4.12	敷名村庄屋丈次郎外2名・ 混成堂画	舗	1枚
237	〔世羅郡中絵図〕 54.7×76.0,彩色,袋入,袋に「世羅郡郡中絵図入 郡中絵図扣写シ置」とあり	文政4.8.		舗	1枚

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
372	世羅・三谿両郡之図彩色一枚并三谿郡図 敷名丈次郎物 2枚入			包	1包 (2枚)
372/1	○〔世羅・三谷両郡図〕 27.3×41.5			舗	(1枚)
372/2	○三谿郡之図 13.7×20.6			舗	(1枚)
(12) 札・合印					
163	世羅郡敷名村 雉鉄砲札 孫右衛門	元禄 6.11.	寺本覚左衛門・須田金右衛門	木札	1枚
608	修験虚無僧御小人札合鑑 敷名村用諸 5点入			袋	1袋 (5点)
608/1	○山伏止宿相印 芸備修験止宿合鑑	文化 2.12.		木札	(1枚)
608/2	○御領分虚無僧合印	文化14.正.	飯田亀次郎 竹名亀仙	一紙	(1枚)
608/3	○御小人札入合印 包のみ			包	(1包)
608/5	○御小人札合印			一紙	(1枚)
608/4	○御建八幡山絵図 敷名村下組 右八庄屋五十郎調御建山目附甲山町伊右衛門殿指出しひかへ絵図 24.6×68.8, 包入	文化 3.8.6		舗	(1枚)
361	御領分虚無僧合印	天保 4.8.		切紙	(1通)

2 近代

(1) 町村政

敷名村

290/2	○〔敷名村少長副辞令〕	明治 6.2.	戸籍⑩ 尼子信太郎	切紙	(1通)
290/3	○敷名村引受 尼子信太郎		三好・津島⑩	切紙	(1通)
331	〔十小区舗名村尼子信太郎民撰入札人望二応大組惣代辞令〕	明治 6.1.28	三好奥太郎・津島忠平	一紙	1通
293	〔辞令〕 4通入		第十二・三大区会議所 尼子信太郎殿	封筒	1袋 (4通)
293/1	○〔出頭命令〕	明治 9.5.10	会議所 尼子信太郎	切紙	(1通)
293/2	○〔第十二大区十小区戸長附属辞令〕	明治 9.5.12	第十二・三大区会議所 尼子信太郎	切紙	(1通)
293/3	○敷名学校受 尼子信太郎			一紙	(1通)
293/4	○九級二差置候事			一紙	(1通)
291	〔八級辞令〕	明治10.3.26	第十二大区会議所 十小区九級戸長附属尼子信太郎	切紙	(1通)
292	〔辞令〕 2通入			封筒	1袋 (2通)
292/1	○〔十小区敷名村受辞令〕	明治10.12.24	第十二大区会議所 八級用掛尼子信太郎	切紙	(1通)
292/2	○〔第十二大区八級用掛辞令〕	明治10.12.24	第十二大区会議所 尼子信太郎	切紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
330	御受書(第十二大区十小区敷名村受用掛り)	明治10.12.29	第十二大区十小区敷名村用掛尼子信太郎 会議所御中	一紙	1通
141	〔人民惣代撰札〕 2通5袋一括	(明治12)		括	1括 (2通,5袋)
141/1	○人民惣代撰札	明治12.2.16	高味俊蔵	豎切紙	(1通)
141/2	○人民惣代撰札	明治12.2.16	高味源八	豎切紙	(1通)
141/3	○人民惣代撰札		大平将蔵	封筒	(1袋)
141/4	○人民惣代撰札		大平和左兵衛門	封筒	(1袋)
141/5	○人民惣代撰札		和田与作	封筒	(1袋)
141/6	○人民惣代撰札		福馬勘蔵	封筒	(1袋)
141/7	○人民惣代撰札		福馬和蔵	封筒	(1袋)
346	記(貸金返上)・証(筆生俸給受取)	明治12.5.29	尼子信太郎 戸長大内喜八殿	折紙	1通
59	記(村方諸算用疑心筋無御座二付一札)	明治13.7.17	福富幾蔵外3名 尼子信太郎殿	一紙	1通
60	証(村方諸算用疑念一件木行之米員受取証文) 敷名村	明治13.7.	福富幾像外3名 尼子信太郎殿	一紙	1通
391	敷名村下組村地主附手続	明治13.7.	戸用場在勤尼子信太郎 戸長大内喜八殿	一紙	1通
350	大内喜八書翰(伴蔵草取之儀二付御相談)	.6.4	筆生尼子信太郎殿	豎紙	1通
352	大内喜八書翰(近年諸未納金利子等取立) 封筒入	.12.9	敷名村筆生尼子信太郎殿	切継紙	1通
351	〔尼子信太郎紙代・筆墨料算用書〕			切紙	1通
353	〔大内仕出金・藤七渡米等覚書〕			切紙	1通
344	〔封筒〕 封筒のみ		世羅・三谿・甲奴郡役所敷名村戸長	封筒	1袋
347	〔封筒〕 封筒のみ,2枚		世羅・三谿・甲奴郡役所敷名村戸長役場	封筒	1袋
津名村					
95	〔津名村公告式議定二付通知〕	明治23.11.27	津名村長大内喜八 貞谷市平殿	綴	1綴
434	〔大正八年度給米之内かけ日記断簡〕	(大正8)		一紙	1通
483	県補助金支払通知 2通合綴	(昭和20)	津名村役場 川久準一殿外	綴	1綴
三和町					
466	引継目録(収入役事務引継書外綴)	昭和36.8.3	前三和町収入役尼子茂之・三和町収入役職務代理者平川石雄・立会人2名	豎冊	1冊
組					
479	日南組協力無尽講規約	昭和16.2.		豎冊	1冊
577	居住証明書(雛形)	(昭和21頃)	津名村第 部落会長	一紙	1通
489	購買品受払帳(米・麦)	.1.22		一紙	1通

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
364	明治四未年人別過不足及明治十一年引継計算上下越遣米計算書	(明治4・明治11)		横長	1通
369	諸取立金受払 敷名村下組			豎冊	1冊
183	明治五年貢米正納二当五里外御下ヶ駄賃人別へ渡帖 明治七年郡費取立座二而人別江差次渡又 敷名村下組	明治5・明治7		横長	1冊
389	敷名村下組別割高掛帳	明治5.11.		横半	1冊
380	明治第六年石代勘定帖 敷名村下組	明治6.		豎冊	1冊
383	明治六・七・八・九兩四年分大区費勘定帖 敷名村下組	明治6~9		豎冊	1冊
232	敷名村下組免割勘定帳 明治六年分	明治7.		豎冊	1冊
229	〔敷名村下組免割・村費根帖〕 6冊3通合綴	(明治6~14)		綴	1綴 (6冊,3通)
229/1	○明治六年分大割下組割根	明治6.		豎冊	(1冊)
229/2	○敷名村下組免組割根帳	明治7.12.		豎冊	(1冊)
229/3	○敷名村免組割根帖	明治8.12.		豎冊	(1冊)
229/4	○明治第八年分敷名村下組免割根帖	明治8.		豎冊	(1冊)
229/5	○明治九年分村費割根	明治9.		豎紙	(1通)
229/6	○明治九年分村費米下組割根	明治9.		豎冊	(1冊)
229/9	○明治十一年分村費割根	明治11.		豎紙	(1通)
229/7	○明治十四年分村費割根	明治14.		豎紙	(1通)
229/8	○明治十四年分下組割根	明治14.		豎紙	(1通)
386	明治七年貢租石代算用帖 敷名村下組	明治7.		豎冊	1冊
176	明治第八年分大小区費受払帖 敷名村下組	明治8.		豎冊	1冊
181	明治八年分大小区費勘定帖 敷名村下組	明治8.		豎冊	1冊
381	明治第八年石代金勘定帖 敷名村下組	明治8.		豎冊	1冊
385	明治八年貢租惣算用 敷名村下組	明治10.6.		豎冊	1冊
228	〔敷名村下組免割・夫割等勘定帖〕 7冊合綴	(明治8~10)		綴	1綴 (7冊)
228/1	○敷名村下組免割勘定帖 明治第七年分	明治8.		豎冊	(1冊)
228/2	○敷名村下組免割勘定帖 明治第八年分	明治9.春		豎冊	(1冊)
228/3	○敷名村下組夫割勘定帖 明治第九年	明治10.9.		豎冊	(1冊)
228/4	○明治九年貢金算用 敷名村	(明治9)		豎冊	(1冊)
228/5	○上下越遣			豎冊	(1冊)
228/6	○明治九年分貢金賦課勘定帖 敷名村下組	(明治9)		豎冊	(1冊)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
228/7	○明治十年分村米取立勘定書	(明治10)		豎冊	(1冊)
182	明治九年分大区費勘定帖 敷名村下組	明治9.		豎冊	1冊
384	明治九年諸夫役日記帳 敷名村下組	明治9.		横長	1冊
390	明治九年貢租差引算用帳 敷名村下組	明治9.		横長	1冊
166	明治九年旱害二附相続拝借金人別割賦帖 敷名村下組	明治9.		横長	1冊
179	明治十・十一両年分村費算用通 敷名村下組	明治11.12.	尼子信太郎	横長	1冊
341	明治十一年分貢金取立庭帖 敷名村下組	明治11.		横長	1冊
84	戌年郡割見込 下組受	戌.		切紙	1通
388	明治六年分払上并二上下巡遣下書	明治6.	十小区敷名村尼子信太郎	横半	1冊
33	[貢租・石代・郡費等算用]	(明治6~10)		横半	1冊
365	明治七年分神官給翌八年人別取立受払帖	明治7~8		横長	1冊
370	[明治七年郡小区費越遣・職人鑑札料外綴]	明治7.		綴	1綴
188	明治七年分遷卒費人別取立受払帖	明治7.		横長	1冊
69	明治七年越高算用記・貢米納通	明治9.9.	十小区正副戸長	横長	1冊
366	明治七・八・九両三年分小区費・明治八年分戸籍費勘定帖(敷名村下組)	明治7~9		豎冊	1冊
187	明治八年分遷卒費人別取立受払帖	明治8.		横長	1冊
70	明治八年越高算用記・明治九年越高算用記	明治8~9		横長	1冊
338	諸上納物之外金取立庭帖	(明治8~10)	尼子信太郎	横半	1冊
378	貢米納通(明治九年度地租金之内下組高方正味上納算当)	明治8.9.	十小区正副戸長	折紙	1通
230	[村費過不足勘定] 2冊2通合綴			綴	1綴 (2冊,2通)
230/4	○明治八・九両年度小区費受払勘定書	明治8~9年度		横長	(1冊)
230/1	○明治十年分上下越遣算用記	明治10.		豎紙	(1通)
230/2	○明治十一年分村費上下越遣記	明治11.		豎紙	(1通)
230/3	○明治十一年度村費過不足費	明治11年度		横長	(1冊)
398	明治九年度地租金正味上納取訳書			切紙	1通
377	[明治九年分警察費勘定外綴]	明治9.		綴	1綴
379	明治九年度通座如左之	明治9.		折紙	1通
382	[明治九年分警察費勘定ヒカへ外綴]	明治9.		綴	1綴
340	明治九年度旱害二付御貸金五ヶ年賦返上金取立庭帖	明治9.		横半	1冊
174	明治九年分貢租第壹期ヨリ二期三期迄貫計	明治10.6.		豎冊	1冊
241	稲毛上受証ノ事 敷名村	明治9.10.		罪紙	1通
392	記(不足方過方差引)			横長	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
393	記(明治九年より十一年迄警察費・区費・地等費村割等不足金目録)			折紙	1通
394	記(明治九年より十一年迄貢金・警察費・区費等未納目録) 敷名村両組			一紙	1通
399	[明治九年より十一年迄区費・警察費等不足・受渡算用]・山田幾蔵書翰(井上利一 ^方 借入米一件)	.12.9	尼子信太郎様	切紙	1通
339	明治十年教員飯量米取立帖	明治10.		横半	1冊
334	明治十一年分七月後民費警察費受払帖	明治11.	尼子信太郎	横長	1冊
336	明治十一年分地租金取立庭帖	明治11.	尼子信太郎	横半	1冊
397	[敷名村警察費算用]	(明治11)		切継紙	1通
335	世羅郡敷名村地方税取立庭帖	(明治11~12)		横半	1冊
337	諸金取立戸長大内殿江受取簿	(明治11~12)	尼子信太郎	横半	1冊
231	明治十一年分上下越遣算用(照会)	明治14.4.5	大内喜八 尼子信太郎	罫紙	1通
395	[新井出夫米請求書・山役米請取書・大小区費事務処割出物取立記綴]	明治11~12		綴	1綴
342	明治十一年分後季民費取立庭帖 世羅郡敷名村	明治12.3~		横長	1冊
343	地租地方税之外諸税取立庭帖	明治12.	尼子信太郎	横半	1冊
(3) 土地					
387	明治十年分敷名村下組高帳	明治10.		横半	1冊
356	[錯誤御書換願外包] 6冊3枚1通入			包	1包 (6冊,3枚,1通)
356/1	○錯誤御書換願 第十二大区十小区敷名村	明治11.2.	村用掛り尼子信太郎	豎冊	(1冊)
356/2	○錯誤御書換願 第十二大区十小区敷名村	明治11.2.	村用掛り尼子信太郎	豎冊	(1冊)
356/3	○錯誤御書換願 第十二大区十小区敷名村	明治11.2.	村用掛り尼子信太郎	豎冊	(1冊)
356/4	○反別合計帳 錯誤改正願 差出し之控 第十二大区十小区敷名村	明治11.2.	村用掛り尼子信太郎	豎冊	(1冊)
356/5	○官有地取調帳 十小区敷名村 七力へ			豎冊	(1冊)
356/6	○荒地年季御処分伺帳 第十二大区十小区敷名村上組			豎冊	(1冊)
356/7	○世羅郡敷名村耕地全図 59.7×85.5			舗	(1枚)
356/8	○[敷名村部分絵図](字山崎・八幡原・兼平・聖地・市場・原田・中組)			舗	(1枚)
356/9	○[敷名村部分絵図](字門出・成龍田・隠田・伴造・奥谷・今原)			舗	(1枚)
356/10	○[敷名村野山利用二付報告書]	明治11.5.	用掛り尼子信太郎	豎紙	(1通)
368	仮収穫米(目録)・下組人別上組字二子持(高目録)	明治11.8.31	上組掛り者 下組掛御中	綴	1綴

番号	表題	年代	作成	形態	数量
151	〔敷名村畑宅益金辻・田方五分方算用書〕			舗	1枚
245	第十二大区十小区敷名村絵図 68.6×74.3,袋入	明治10.2.	絵図方広田孝太郎	舗	1枚
243	第十二大区十小区敷名村(絵図) 67.5×74.3,袋入			舗	1枚
238	〔敷名村地籍図〕 3舗			舗	3枚
239	〔敷名村部分絵図〕			舗	1枚
(4) 戸口					
79	〔出産届・死去届〕 出産届と死去届が2通貼合せてある	明治8.8.20・30		一紙	1通 (2通)
79/1	○出産届(長女タナ)	明治8.8.20	第十二大区十小区敷名村農福富栄太郎 戸長和田栄十郎殿・副戸長神村三左衛門殿	一紙	1通
79/2	○死去届(父林徳次郎)	明治8.8.30	第十二大区十小区敷名村農林亀吉 戸長和田栄十郎殿・副戸長神村三左衛門殿	一紙	(1通)
472	死亡届(細美保隆) 模型とも2通	昭和22.2.4	細美頼人 津名村長欠員代理高田忠一殿	一紙	1通
477	〔死体埋火葬認許証〕 15通	昭和22~38	世羅郡津名村長・双三郡三和町長	一紙	15通
(5) 勸業					
要求・陳情					
487	要求書(供出米割当数量減少に対する理由説明要求書下書)	(昭和24)		一紙	1通
495	回覧(稲作減収のため割当削減・陳情の協議への出席依頼案文) 便箋1冊とも			罫紙	1通
農会					
512	貸付金請求書(返済請求)	昭和21.12.25	津名村農業会 尼子茂之殿	一紙	1通
478	〔津名村農業会関係文書〕	昭和21~25	津名村農業会	一紙	1通
482	総会決議録謄本(第五区日南農事実行組合解散に関する決議)	昭和23.5.20	尼子茂之・細美治四郎	一紙	1通
農協					
536	津名村農業協同組合書翰(部落委員会開催の件)	昭和24.3.10	吉川局区内敷名尼子茂之様(第七区連絡委員)	葉書	1通
516	津名村農業協同組合書翰(日本農業新聞購読希望者調査依頼の件)	昭和24.3.11	吉川局区内敷名尼子茂之殿	葉書	1通
550	津名村農業協同組合書翰封筒 中身なし,「至急」とあり		第七区尼子茂之殿	書翰封筒	1袋
515	津名村農業協同組合書翰(味噌・醤油登録に就いて御依頼の件)	昭和24.4.25	吉川局区内敷名第七区連絡委員尼子茂之殿	葉書	1通
469	津名村農業協同組合第一回通常総会議案	昭和24.4.29		罫冊	1冊
471	津名村農業協同組合第二回通常総会議事	昭和25.6.		罫冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
470	津名村農業共済組合第二回通常総 会議事(案)	昭和25.6.	津名村農業共済組合	豎冊	1冊
507	請求書(出資金十六口分)	昭和	川久準一・尼子茂之外14名 津名村農業協同組合長殿	一紙	1通
581	回覧(世羅郡津名村農業協同組合 生命保険加入者募集) 刊		世話人七区尼子茂之 組合 員各位殿	一紙	1通
産業組合					
492	某書翰(津名村産業会解散・産業 協同組合へ事業譲渡につき)			一紙	1通
485	設備計画書(製縄専用動力用水車 壱基)			一紙	1通
575	[地租割徴収簿]	昭和20.5.29	津名村産業組合	綴	1綴
584	購買品未収売却伝票(肥料)	昭和21.10.26	津名村産業組合購買部 第 七部落	一紙	1通
森林組合					
568	議会召集通知書(森林組合)	昭和24.4.24	津名村森林組合長理事伊藤 清一 組合員尼子茂之殿	一紙	1通
585	受入伝票(松茸)	昭和25.10.11	津名村森林組合 尼子茂之 殿	一紙	1通
(6) 防犯					
567	[甲山警察署防犯委員委嘱辞令]	昭和21.2.5	広島県警察本部鈴木栄二 尼子茂之	一紙	1通
591	世羅郡防犯委員名簿 刊			一紙	1通
(7) 教育					
345	弍銭袋 1綴3通入			袋	1袋 (1綴,3 通)
345/1	○[敷名学校費用一件綴]	明治12.5.17		綴	(1綴)
345/2	○記(筆墨料受取)	明治12.7.15	敷名学校在勤雇教員梶谷愛 兵衛 元用掛尼子信太郎殿	一紙	(1通)
345/3	○証(八級用掛年給割合受取) 2通分あり	明治12.4. 明治12.5.17	世羅郡敷名村尼子信太郎 世羅・三谿・甲奴郡役所御 中	一紙	(1通)
345/4	○証(八級用掛年給割合受取)	明治12.5.17	世羅郡敷名村尼子信太郎 世羅・三谿・甲奴郡役所租 税掛御中	一紙	(1通)
396	記(変則学校月謝渡し方依頼)	明治16.1.24	羽出庭村村川新兵衛 敷名 村尼子万吉様	切紙	1通
76	小学校設立伺書(敷名学校)			豎紙	1通
480	敷名校父母と先生の会(P T A) 規約 刊			豎冊	1冊
485	[敷名教育振興会講演会への寄付 のお願い及び二十二年度教育振興 会予算表]	昭和22.9.17	敷名教育振興会長加藤勲 第七区尼子茂之殿	綴	1綴
509	領収証(教育振興会費・講演会寄 付金)	昭和22.9.25	敷名教育振興会長加藤勲 第七区尼子茂之殿	罫紙	1通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
3 尼子家					
(1) 家督					
43	永代証文田督買求帳 鋪名村五郎丸四代目丈次郎義去々文化四卯暮弟房右衛門へ本家五代目相統 自身者分家重丸二居住 則代々買求田畠山林証文扣相改置	元文 5.12. ~文化 6.5.		豎冊	1冊
44	永代証文田督扣 鋪名村五郎丸四代目丈次郎義文化四卯暮弟房右衛門へ本家五代目相統相讓 自身者分家重丸二居住 則代々買求田畠山林証文扣	元文 5.極.		豎冊	1冊
315/5	○讓証文之事ひかへ 高3石3斗8升	文化12.6.	敷名村重丸丈次郎外1名 長田村是重七郎兵衛殿 奥書庄屋満蔵外4名	豎紙	(1通)
286	[家督分地一件] 7通一括			括	1括 (7通)
286/1	○家督分地之事 ちせ分			切継紙	(1通)
286/3	○永未代売切申田地之事 鋪名村高3斗	文政 9.4.	庄屋丈次郎外7名 上津田村松屋藤左衛門殿	豎紙	(1通)
286/5	○差出し置一札(作吉当年限り私方江 & 仕候二付同人江下毛伴造之内吉町外御讓渡被遣受納証文)	万延元.4.	作吉引受主元蔵外9名 重丸頼次郎殿	豎紙	(1通)
286/7	○讓渡又証文之事(直太郎子讓渡又証文ひかへ)	万延元.4.	重丸頼次郎外8名 作吉殿外1名	豎紙	(1通)
286/6	○定メ書一札(子泰次郎&請二付証文)	安政 2.12.	塚本梅之助外2名 重丸頼次郎様	豎切紙	(1通)
286/2	○永未代売切田地之事 高4斗	安政 7.3.	頼次郎外8名 安国沢平殿 奥書庄屋幾太郎外1名・受戻し裏書庄屋五十郎外2名(申極月)	豎紙	(1通)
286/4	○永代讓渡証文之事 高1斗	慶応 3.4.	重丸頼次郎外7名 奥書五十郎	豎紙	(1通)
253	家督分ヶ口証文之事	嘉永 4.4.	本家相統兄頼次郎外3名 弟直太郎殿	豎継紙	1通
(2) 土地					
地券					
80	地券持主死亡地券御書換願 5通一括			括	1括 (5通)
80/1	○地券之証(敷名村之内字住右衛門荒所)	明治 9.3.	広島県令藤井勉三・中属鈴木得之 世羅郡敷名村尼子九一郎	一紙	(1通)
80/2	○地券之証(敷名村之内字住右衛門)	明治 9.3.	広島県令藤井勉三・中属鈴木得之 世羅郡敷名村尼子九一郎	一紙	(1通)
80/3	○地券之証(敷名村之内字住右衛門)	明治 9.3.	広島県令藤井勉三・中属鈴木得之 世羅郡敷名村尼子九一郎	一紙	(1通)
80/4	○地券之証(敷名村之内字住右衛門)	明治 9.3.	広島県令藤井勉三・中属鈴木得之 世羅郡敷名村尼子九一郎	一紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
80/5	○持主死亡地券御書換願	明治11.7.20	竹間伝助外2名	一紙	(1通)
193	地券之証在 17通入	(明治15)		包	1包 (17通)
193/1	○地券	明治15.10.3	広島県 松島十六	一紙	(1通)
193/2	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子信太郎	一紙	(1通)
193/3	○地券	明治15.11.15	広島県 安田重次	一紙	(1通)
193/4	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子万吉	一紙	(1通)
193/5	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子万吉	一紙	(1通)
193/6	○地券	明治15.11.15	広島県 安国利市	一紙	(1通)
193/7	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子信太郎	一紙	(1通)
193/8	○地券	明治15.10.3	広島県 尼子信太郎	一紙	(1通)
193/9	○地券	明治17.7.19	広島県 尼子信太郎	一紙	(1通)
193/10	○地券	明治15.11.15	広島県 松島十六	一紙	(1通)
193/11	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子万吉	一紙	(1通)
193/12	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子万吉	一紙	(1通)
193/13	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子万吉	一紙	(1通)
193/14	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子九一郎	一紙	(1通)
193/15	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子九一郎	一紙	(1通)
193/16	○地券	明治15.11.15	広島県 尼子九一郎	一紙	(1通)
193/17	○〔明治廿年夏変換相成ル二付第 廿弐年七月四日筆生小川柳吉承 合シタルモノナリ〕			一紙	(1通)
登記					
45	中山分割登記費用書類及中山地図	昭和25.8.20	尼子	袋	1袋
107	記(松島市六殿ヨリ土地買受登記 之節算用)		尼子信太郎殿	切紙	1通
420	取引済之証(登記済迄取交証控)	明治30.5.	尼子信太郎外3名 松島十 六殿	一紙	1通
購入					
269	〔田地売切証文〕 2括一括			括	1括 (2括)
269/1	○〔田地売切証文〕 2通一括	(寛政9)		括	(1括)
269/1-1	○永代売切申田地之事 高4斗	寛政9.3.	弥吉外4名 平四郎殿	豎紙	(1通)
269/1-2	○永代売切申田地之事	寛政9.7.	弥吉外4名 平四郎殿	豎紙	(1通)
269/2	○〔田地売切証文〕 4通一括	(寛政7・11)		括	(1括)
269/2-1	○永代売切申田地之事 高7斗4合	寛政7.11.	米次郎外4名 隠居屋利右 衛門殿	豎紙	(1通)
269/2-2	○永代売切申田地之事 高1斗3升	寛政11.2.	与兵衛外4名 利右衛門殿	豎紙	(1通)
269/2-3	○永代売切申田地之事 高9升	寛政11.2.	徳次郎外4名 利右衛門殿	豎紙	(1通)
269/2-4	○永代売切申田地之事 高2斗7合	寛政11.12.	辰五郎外4名 利右衛門殿	豎紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
309/5-1	○永代売切申田地之事 高2斗	寛政9.12.	十蔵外3名 五郎丸丈次郎 殿外2名	豎紙	(1通)
268	〔山・田地売切証文〕 5通一括			括	1括 (5通)
268/1	○永代売切申山之事 腰林1ヶ所	享和元.極.	礮七外4名 利右衛門殿	豎紙	(1通)
268/2	○永代売切申田地之事 高8斗4升9合	享和3.2.	礮七外4名 五郎丸良蔵殿	豎紙	(1通)
268/3	○永代売切申田地之事 高2斗2升	享和3.2.	幸兵衛外4名 五郎丸良蔵 殿	豎紙	(1通)
268/4	○永代売切申田地之事 高3斗6升	享和3.2.	徳次郎外4名 五郎丸良蔵 殿	豎紙	(1通)
268/5	○永代売切申田地之事 高4斗4升4号合	文化5.3.	辰五郎外5名 五郎丸丈次 郎殿	豎紙	(1通)
309/3	○永代売切申腰林之事 1ヶ所	享和2.3.	住田屋要蔵外4名 五郎丸 良蔵殿外1名	豎紙	(1通)
315	長田村是重家督不残丈次郎置候 証文相添弟七郎兵衛へ譲遣候証文 ひかへ并証文写し入 5通入	文化12.6.27		包	1包 (5通)
315/1	○永代売切証文之事写し 高1石1斗7升8合・腰林1ヶ所	文化3.3.	庄屋常右衛門外4名 丈次 郎殿	豎切紙	(1通)
315/2	○永代売切証文之事扣 高1石4斗6升6合・腰林3ヶ所	文化4.正.	半兵衛外5名 丈次郎殿	豎継紙	(1通)
315/3	○永代売切証文之事扣 高2斗3升外竹藪・腰林等	文化4.正.	銀右衛門外6名 丈次郎殿	豎継紙	(1通)
315/4	○永代売切証文之事写し 高4斗9升9合・草山1ヶ所	文化4.12.	惣四郎外5名 敷名村丈次 郎殿	豎継紙	(1通)
315/5	○譲証文之事ひかへ 高3石3斗8升	文化12.6.	敷名村重丸丈次郎外1名 長田村是重七郎兵衛殿 奥 書庄屋満蔵外4名	豎紙	(1通)
249	永未代売切証文之事 高5升・居家1軒	天保8.11.	福しげ丈右衛門外7名 し け丸頼次郎殿 奥書庄屋上 津田村藤左衛門外1名	豎紙	1通
250	永未代売切証文之事 高3斗5升・居家1軒	天保9.4.	川久屋久平外8名 しげ丸 頼次郎殿 奥書庄屋上津田 村藤左衛門外1名	豎継紙	1通
251	永未代売切申山之事 山1ヶ所	天保9.12.	河久屋久平外9名 しけ丸 頼次郎殿 奥書庄屋藤左衛 門外1名	豎紙	1通
252	永未代売切申証文之事 高1斗5升・山1ヶ所・居家1軒	天保10.正.	山本七十郎外10名 しげ 丸頼次郎殿 奥書庄屋藤左 衛門外1名	豎継紙	1通
287	永未代売渡入証文之事 安田村 居家1軒・屋敷田畑藪共不残	嘉永2.10.	丸東作外6名 出役直兵 衛様・忠平様御引受被下候 分外 奥書庄屋直助外2名	豎紙	1通
254	永未代売切申山之事 腰林2ヶ所	嘉永7.3.	万吉外8名 重丸直太郎殿 奥書庄屋亮右衛門外1名	豎紙	1通
255	永未代売切申田地之事 高5升	安政2.極.	伊兵衛外7名 重丸頼次郎 殿 奥書庄屋亮右衛門外1 名	豎紙	1通
88	地所売渡証	明治21.6.2	世羅郡敷名村安田重次外2 名 世羅郡敷名村尼子信太 郎殿	一紙	1通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
売却					
313/1-2	○永代売切申田地之事 高4斗4升	文化 8.12.	房右衛門外4名 いなば良 助殿	豎紙	(1通)
286/3	○永未代売切申田地之事 鋪名村 高3斗	文政 9.4.	庄屋丈次郎外7名 上津田 村松屋藤左衛門殿	豎紙	(1通)
248	永未代売切申田地之事 高3斗8升	天保 4.3.	頼次郎外7名 上津田村松 屋藤左衛門殿	豎紙	(1通)
286/2	○永未代売切申田地之事 高4斗	安政 7.3.	頼次郎外8名 安国沢平殿 奥書庄屋幾太郎殿外1名・ 受戻し裏書庄屋五十郎外2 名(申極月)	豎紙	(1通)
256	永代売切田地証文之事 高5斗	元治元.極.	来次郎外7名 良作殿 奥 書庄屋五十郎外1名・売戻 し裏書庄屋藤七外	豎紙	1通
争論					
313	[下板木村源蔵方買受候田地掛作 下作米払過差纏一件] 1括4通一括	(文化 8)		括	1括 (1括,4 通)
313/1	○下板木源蔵田地差纏濟口口上書 ひかへ并右田地売証文ひかへ 外二平次郎へ式石取かへ証文共 有 3通一括			括	(1括)
313/1-1	○覚(下板木村源蔵并買受候田 地掛作下作米払過一件濟口証 文)	文化 8.12.	五郎丸房右衛門外3名 庄 屋十蔵殿・与頭喜兵衛殿	豎紙	(1通)
313/1-2	○永代売切申田地之事 高4斗4升	文化 8.12.	房右衛門外4名 いなば良 助殿	豎紙	(1通)
313/1-3	○借用仕米之事 米2石	文化 8.12.	平次郎外3名 五郎丸房右 衛門殿	豎切紙	(1通)
313/2	○覚(田地証文入取かへ米銀利足 申年より午年迄算用)	(文化 7)12.		切継紙	(1通)
313/3	○覚(上板木村源蔵下作米亥年よ り午年迄算用)	(文化 8)4.	五郎丸	切継紙	(1通)
313/4	○覚(源蔵下作米亥年より午年迄 算用)			切継紙	(1通)
313/5	○覚(厚板・薄板挽賃外算用)	亥.3.		切紙	(1通)
取引					
165	明治八年亥四月五郎丸方重丸へ地 処買受二附取引・同年五月重丸方 九一郎へ地所売渡申二附取引同年 之冬重丸方九一郎へ丑一疋売渡二 附取引覚帖	明治 8.		綴	1綴
111	公売入札 松永相吉所有地入札 3通入		世羅郡敷名村尼子信太郎	袋	1袋 (3通)
111/2	○地所書入証 十小区敷名村	明治10.9.25	松永相吉外2名 戸長附属 尼子信太郎殿 副戸長神村 三左衛門	罫紙	(1通)
111/1	○公売入札 世羅郡敷名村	明治18.1.28	世羅郡敷名村尼子信太郎	豎紙	(1通)
111/3	○記(書入地不納有之候二付弁納 方照会)	明治18.1.26	敷名村戸長役場 尼子信太 郎殿	切紙	(1通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
425	〔地所売買取引一件〕 1包1通1綴一括	(明治20)		括	1括 (1包,1通,1綴)
425/1	○ 官員与取引証書在 9通入			包	(1包)
425/1-1	○ 地所売渡し二附定約証 田2反5畝16歩	明治20.3.	尼子信太郎外証人2名 松島十六殿	一紙	(1通)
425/1-2	○ 地処買受二付定約証 田2反5畝16歩	明治20.	敷名村松島十六外証人2名 尼子信太郎殿	一紙	(1通)
425/1-3	○ 記(掛米等算用二付依頼)	.2.3	尼子信太郎 松島十六様	切紙	(1通)
425/1-4	○ 記(地代米辻算用及舌代)	明治20.旧11.28	尼子信太郎 松島十六様	切継紙	(1通)
425/1-5	○ 米金受取証書(取引流合二相 成居候米金受取証案)			一紙	(1通)
425/1-6	○ 記(釣井屋敷外反別掛米明治 廿九年度辻算用)			折紙	(1通)
425/1-7	○ 記(算用)			折紙	(1通)
425/1-8	○〔かけと山代米・釣井大町之 内売渡残り地代米算用〕			折紙	(1通)
425/1-9	○ 地所売渡証 田2段2畝3歩	明治21.	三谿郡三若村山田幾蔵外保 証人1名 世羅郡敷名村	一紙	(1通)
425/2	○ 地所買受二付定約証 田2反5畝16歩	明治20.3.	松島十六外保証人2名 尼 子信太郎殿	一紙	(1通)
425/3	○ 入札・記(田地之上納物渡し)	明治20.2・ 明治20.4.18	森重/松島十六 尼子信太 郎殿	綴	(1綴)
184	地所書入証 十小区敷名村	明治10.9.22	本家万右衛門外 派出所長 附属尼子信太郎殿	豎冊	1冊
185	字小以合計帳 第十二大区十小区 市敷名村	明治11.2.		横半	1冊
186	田畑宅地上中下所分量米高帳 敷 名村下組	明治10.12.		横半	1冊
300	地所受入証 十小区敷名村 米6石	明治11.1.	第十二大区十小区敷名村尼 子信太郎外2名 三若村井 上春市殿	罫紙	1通
302	記(次原地処)			切継紙	1通
(3) 租税					
298	貢米頭書	(明治6)		切継紙	1通
363	明治六年分尼子信太郎貢米算用座 覚	明治6.		横長	1冊
153	〔明治十六年度後半期戸長役場連 帯費未納金等請求書〕	明治19.5.30	敷名村戸長松井将壮 尼子 信太郎	一紙	1通
156	〔明治十九年度村費戸別増加割上 納通知書〕	明治19.6.22	世羅郡敷名村戸長役場 尼 子信太郎	一紙	1通
78	未納地租金年賦賦課延納証書	明治22.9.	世羅郡津名村尼子百次郎・ 村長戸田饒 広島県知事千 田貞暁殿	一紙	1通
511	昭和二十一年分決定通知書(所得 金額)	昭和21.5.28	尾道税務署長 世羅郡津名 村尼子茂之殿	一紙	1通
583	〔二十年八月十六日現在の家屋台 帳の内容通知〕	昭和22.11.30	尾道税務署 尼子茂之	一紙	1通
149	〔明治三十年度村税前半期戸別割 請求書〕	明治30.6.15	津名村助役吉原&策 尼子 信太郎	一紙	1通

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
152	〔明治三十年度村税前半期個別割請求書〕	明治30.6.15	津名村助役吉原 & 策 尼子 信太郎	一紙	1通
145	〔明治三十年度諸税請求書〕 6通一括	明治31.		括	1括 (6通)
145/4	○〔明治三十年度地方税戸数割増 加請求書〕	明治31.2.20	津名村収入役松島市六 尼 子信太郎	一紙	(1通)
145/6	○〔明治三十年第四期分地租請求 書〕	明治31.2.20	津名村長岡崎利忠 尼子万 吉	一紙	(1通)
145/1	○〔明治三十年度前半期地価割請 求書〕	明治31.3.16	津名村収入役松島市六 尼 子万吉	一紙	(1通)
145/2	○〔明治三十年度前半期地価割請 求書〕	明治31.3.16	津名村収入役松島市六 尼 子万吉	一紙	(1通)
145/3	○〔明治三十年度前半期地価割請 求書〕	明治31.3.16	津名村収入役松島市六 山 田茂蔵	一紙	(1通)
145/5	○〔明治三十年度村税前半期地価 割請求書〕	明治31.3.16	津名村収入役松島市六 山 田茂蔵	一紙	(1通)
157	〔明治三十二年諸税上納通知・領 収書〕	明治32.	津名村長・助役・収入役 尼子信太郎・万吉	括	1括
476	〔所得税確定申告説明書〕 2冊1通一括			括	1括 (2冊, 1 通)
476/2	○所得税確定申告注意書 刊	(昭和22)		豎冊	(1冊)
476/3	○昭和二十三年分所得税第二期分 の納税と申告の説明 刊	(昭和23)		一紙	(1通)
476/1	○昭和二十三年分所得税確定申告 説明書 刊	昭和24.1.	財務局・税務署	豎冊	(1冊)
513	課税標準通知書(事業税・犢牛売 却課税)	昭和23.11.15	世羅郡地方事務所長安保豊 次 津名村尼子茂之	一紙	1通
481	昭和23年分所得税10月修正申告 書	(昭和23)	世羅郡津名村大字敷名尼子 茂之 税務署長殿	一紙	1通
(4) 寄付					
401	御慶祝御邸宅懇志(金參拾錢進納)	昭和12.6.17	(本願寺)本山受納所 備 後世羅郡光永寺尼子万吉殿	一紙	1通
82	製艦費献納願		安芸郡和庄町佐々木高栄 広島県令鍋島幹殿	一紙	1通
(5) 家計					
449	万貸帳	天保7.正.吉		横半	1冊
73	万覚帳	万延2.	重丸頼治	横半	1冊
473	借財趣法覚帳	慶応4.2.	重丸	横長	1冊
(6) 借用					
270	借用仕ル銀札之事 銀札1貫500目,包入,包に「証文巻通 光永寺田地証 文」とあり	天明元.11.	吉歩村光永寺外3名 五郎 丸儀右衛門殿	豎紙	1通
309	下板木竹野屋証文三通・同要蔵証 文巻通・同周徳証文巻通・羽出庭 村証文四通〃九通 2括3通入	(寛政6~文化8)		包	1包 (2括, 3 通)

番号	表題	年代	作成	形態	数量
309/1	○覚(銀札式百目借用証文)	寛政6.12.	養益外1名 五郎丸良蔵殿	豎紙	(1通)
309/2	○〔借銀・田地売切証文〕 3通一括			括	1括 (3通)
309/2-1	○永米代売切申田地之事 高1石2斗8升	安永8.極.	礪平外6名 羽出庭村川村 啓哲殿	豎紙	(1通)
309/2-2	○借用仕銀札事 銀札200目	寛政7.極.	羽出庭村銀借主養益外5名 敷名村五郎丸良蔵殿	豎紙	(1通)
309/2-3	○借用申銀之事 銀300目	寛政11.10.	銀借主養益外6名 五郎丸 良蔵殿	豎紙	(1通)
309/3	○永代売切申腰林之事 腰林1ヶ所	享和2.3.	住田屋要蔵外4名 五郎丸 良蔵殿外1名	豎紙	(1通)
309/4	○借用仕儿証文之事 米1石	文化8.1.13	板木三浦周徳 鋪名村重丸 丈次郎様	豎紙	(1通)
309/5	○〔借銀・田地売切証文〕			括	(1括)
309/5-1	○永代売切申田地之事 高2石	寛政9.12.	十蔵外3名 五郎丸丈次郎 殿外2名	豎紙	(1通)
309/5-2	○致借用銀之事 銀54匁	享和2.12.	下板木村庄屋十蔵外1名 五郎丸良蔵殿	豎切紙	(1通)
309/5-3	○致借用銀札之事 銀札58匁5分	享和3.極.	下板木村庄屋十蔵外1名 五郎丸良蔵殿	豎切紙	(1通)
308	寛政八辰六月廿八日上津田松屋二 而銀札式貫五百目借替三谷郡廻神 村善徳寺用立申候所 善徳寺方払 不被申候 五郎丸方松屋方払替申 候 尤寛政十一申十一月廿日迄元 利不残松屋方払相済申候戻り手 形并二松屋并□ □目録入 未開封	寛政11.11.20		包	1包
313/1-3	○借用仕米之事 米2石	文化8.12.	平次郎外3名 五郎丸房右 衛門殿	豎切紙	(1通)
314	〔藤五郎書状〕 6通一括			括	1括 (6通)
314/1	○覚書(上津田石見屋へ松屋方用 立候証文調替二付)	文化13.5.1		切紙	(1通)
314/2	○吉見屋藤五郎書状(銀札式貫目 借用願)	(文化10).閏霜.11	重丸丈次郎様	切紙	(1通)
314/3	○吉見屋藤五郎書状(貴所様御自 分御出浮被遣候儀者御用捨 可 成事二者式貫目御世話被遣候様 奉願上候)	(文化10).閏霜.11	重丸丈次郎様	切紙	(1通)
314/4	○吉見屋藤五郎書状(松屋二而銀 札御借替一件証文案文二付)	(文化10).閏霜.11	重丸丈次郎様	切紙	(1通)
314/5	○石見屋藤五郎書状(松屋二而銀 札御借替一件証文案文二付)	癸酉(文化10).閏霜. 24	重丸丈次郎様・同新作様	切紙	(1通)
314/6	○石見屋藤五郎書状(下作米受取 証文二付)	(文化10).極.12	重丸丈次郎様	切紙	(1通)
247	借用手形之事 銀札200目	文政5.4.	木之下保右衛門 取次人上 西原光右衛門殿	豎紙	1通
310	〔敷名村御用銀・頼母子銀請取等 通〕		敷名村五郎丸儀右衛門	綴	1綴

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
(7) 農業					
108	〔明治七年石代金納入算用〕			綴	1 綴
510	保険証 (木村式軽妙初摺機)	昭和23. 4 .26	製作販売元米子市四日市町 日本農機工業社 尼子茂之 殿	一紙	1 通
503	入庫票・出荷案内 (裸麦・粳米・ モチ) 9 通	昭和23. 8 ~ 12	津名村農業会長林最質・津 名村農業協同組合長岸敏彦 尼子茂之	一紙	1 通
570	〔二十三年度産米麦割当〕 3 通		尼子 (重丸)	一紙	1 通
578	主要食糧収穫内訳 (玄米・麦・甘 藷・雑穀・馬鈴薯)			罫紙	1 通
491	〔田畑等級別生産面積表〕	昭和		一紙	1 通
488	村税賦課資料の申告に付て・津名 村農業所得標準価格表・昭和二十 四年産米個人別農業計画公表につ いて (メモ)			一紙	1 通
454	〔共栄飼料并に鶏卵出荷等帳簿〕	昭和41.		バイン ダー	1 冊
(8) 医療					
96	広島県令甲第二十五号 (麻疹患者 診察書式二付布達)	明治19. 2 .20	広島県令千田貞暁代理広島 県大書記平山靖彦	罫紙	1 通
99	〔てふまん名薬外処方書〕			折紙	1 通
105	〔薬種目録〕			綴	1 綴
83	薬品明細記		東城柳月生	横半	1 冊
136	記 (漢方薬品目録)			切紙	1 通
155	薬品阿片買受証	明治	渡辺佐兵衛殿	一紙	1 通
150	亀齡清風扇鶴寿万散薬		高林坊	袋	1 袋
445	御薬種之通	明治10.	土肥三郎右衛門 下板木三 浦氏様	袋	1 袋
106	記 (薬種代)	明治27. 4 .19	薬種所世羅郡敷名村林 尼子氏様	切紙	1 通
435	薬品御通	明治39年度	三原町薬剤師榎崎亨造 松 嶋孝哉様出張所御中	横半	1 冊
432	現金御通	明治42. 1 .1 ~	竹間店 尼子様	横半	1 冊
436	薬品御通帳	明治45.	和気保市 津名村敷名尼子 万吉様	横半	1 冊
600	薬品御通帳 4点入	明治45.	和気薬舗 (世羅郡西大田) 津名村敷名尼子	袋	1 袋 (4点)
447	大正四年買物記	大正 4 .		横半	1 冊
431	御通	大正 6 . 6 ~	吉田店 尼子様	横半	1 冊
104	記 (薬種等納品)	. 4 . 6	菅原 尼子	折紙	1 通
135	〔請求書〕			折紙	1 通
137	証 (請求証)	. 2 .25	櫻原店 尼子様	切紙	1 通
(9) 請求・督促					
571	〔アンモニア・硫酸・燐酸・石灰代 金請求書〕 3 通		尼子様	一紙	1 通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
415	〔さらさ・がす・花色代金請求〕			一紙	1通
421	督促書〔農林漁業金融公庫払込延滞年賦金〕	昭和44.5.22	農林漁業金融公庫受託機関 広島県信用農業協同組合連 合会 尼子佳須美殿	一紙	1通
(10) 家・親類					
610	〔家訓〕	戌.9.		豎継紙	1通
103	〔履歴書〕	(明治15~)		一紙	1通
303	尼子信翁八十巻才旧記二依り候心覚記(須沢家室実家覚書)			折紙	1通
304	〔尼子家親類覚書〕			折紙	1通
(11) 褒状・感謝状・卒業証					
306	〔褒書〕 4通一括			括	1括 (4通)
306/1	○〔敷名村長百姓良蔵社倉法追加二付褒書〕 包入,包に「社倉法追加嘉仕候二付御褒美被為下御書忝通入 敷名村長百姓良蔵」とあり	天明7.8.		切紙	(1通)
306/2	○〔敷名村与頭丈次郎社倉法二付褒書〕 2通包入,包に「社倉法二附御褒美被遣御宝書忝通入 敷名村与頭丈次郎」とあり	寛政4.3.26		切紙	(1通)
306/3	○〔敷名村組頭丈次郎御年貢諸上納物等二付褒書〕 包入,包に「御褒美銀被為下候御宝書一通入 敷名村与頭丈次郎」とあり	享和元.11.3		切紙	(1通)
306/4	○〔上野山村庄屋・敷名村組頭丈次郎年貢米拵等二付褒書〕 3通包入,包に「御褒美被為下御書忝通入 上野山村庄屋・敷名村与頭丈次郎」とあり	文化2.12.		切紙	(1通)
614	亥年御役所方役人共御誉御法書并二百姓共へ御褒美御法書入 5通入			包	1包 (5通)
614/1	○〔敷名村へ戌年御困初上納二付御褒美目録〕			切紙	(1通)
614/2	○〔敷名村庄屋丈次郎・組頭二名へ戌年御困初上納二付誉書〕			切紙	(1通)
614/3	○〔社倉主役・上野山村・敷名村庄屋丈次郎へ村方治り宜しく御年貢出精等二付御褒美目録〕			切紙	(1通)
614/4	○〔敷名村長百姓八人へ村方治り宜しく御年貢取立方出精二付御褒美目録〕			切紙	(1通)
614/5	○〔敷名村惣百姓へ村中一統居合宜しく御年貢上納方出精二付御褒美目録〕			切紙	(1通)
289	〔敷名村組頭信太郎へ御年貢方一統相励候二付誉書〕	明治2.9.	印(不明)	切紙	1通
290	御宝書入 組頭信太郎 3通入	明治4.7.29		包	1包 (3通)
290/1	○〔世羅郡敷名村与頭信太郎へ難渋者救助二付誉書〕	明治4.6.	広島藩庁	切紙	(1通)
290/2	○〔敷名村少長副辞令〕	明治6.2.	戸籍㊦ 尼子信太郎	切紙	(1通)
290/3	○敷名村引受 尼子信太郎		三好・津島㊦	切紙	(1通)
159	〔敷名尋常小学校経費寄附感謝状〕	明治34.6.6	広島県知事江木千之 郡津名村尼子信太郎	一紙	1通

番号	表題	年代	作成	形態	数量
404	賞状(大根一等)	明治39.12.6	世羅郡世羅西高等小学校津島供一 第三学年尼子蔵一	一紙	1通
506	昭和二十年人口調査員之証	昭和20.10.15	広島県 世羅郡津名村資源調査員尼子茂之	一紙	1通
452	感謝状(民生委員・児童委員としての功績に対し)	昭和40.12.1	三和町長福原義人 尼子茂之殿	一紙	1通
51	奉書入(卒業証書・入学許可証)10通入	明治11.12~ 明治17.3	尼子純一	袋	1袋 (10通)
51/1	○証(下等小学校第八級卒業証書)	明治11.12.25	第四大学区広島県第七中学区第二百三十二番小学敷名学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/2	○証(下等学校第七級卒業証書)	明治12.5.2	(同上)敷名学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/3	○証(下等第六級卒業証書)	明治13.2.19	広島県世羅郡敷名村公立敷名小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/4	○証(下等第五級卒業証書)	明治13.2.19	(同上)敷名小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/5	○証書(下等第四級卒業証書)	明治13.5.9	(同上)敷名小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/6	○証(下等第三級卒業証書)	明治13.10.24	(同上)敷名小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/7	○証書(下等第二級卒業証書)	明治14.6.10	(同上)敷名小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/8	○証書(下等第一級卒業証書)	明治15.1.24	(同上)敷名小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/9	○証(上等第四級卒業証書)	明治15.7.20	広島県世羅郡敷名村公立小学校 尼子万吉	一紙	(1通)
51/10	○〔自費入校許可証〕	明治17.3.1	広島県広島医学校 尼子万吉	一紙	(1通)

(12) 学芸

473	四国三拾三所巡礼哥 五郎丸	安永 6.9.18	敷名村頼次郎	横半	1冊
23	哥い本扣ひ 番哥い百式拾番之内	文政 4.霜.	鑄物屋小滝氏豊助	横半	1冊
602	天子勅使ヲ以御安心之旨御尋之御歌			竖冊	1冊
160	鴻禧(題書)	(明治38)	清国馬殿匠	一紙	1枚
161	鳳龍酒(題書)		唯無量不及乱	一紙	1枚
162	〔題書〕	(明治36)		一紙	1枚
267	鶴寿(題書)		五浦	一紙	1枚
589	亨車&&	慶応		竖紙	1通
148	園中に大樹を植て(連句) 木版刷		鶴江・りせ・龍枝・シキナ・松甫外4名	一紙	1枚
417	〔舛戯言〕			折紙	1通
409	〔数え歌〕			切継紙	1通
93	〔曆歌〕		信太郎	竖紙	1通
167	諸道具預帳			横半	1冊

(13) 贈答

89	御餞料 中身なし		三国内藤八	包	1包
----	-------------	--	-------	---	----

番号	表題	年代	作成	形態	数量
90	御袴料 中身なし, 内包あり		児玉	包	1包
91	御たる料 中身なし, 内包あり		児玉	包	1包
92	御さかな料 中身なし		児玉	包	1包
139	御年玉		友しげ	包	1包
140	御年玉		石田清六	包	1包
142	金六拾銭			包	1包
143	〔御年玉〕 5包一括			括	1括 (5包)
144	四等賞			包	1包
146	菓子料		森川和市 御子息さま	包	1包
348	壱銭袋			封筒	1袋
349	半銭袋			封筒	1袋
403	上下料			包	1包
458	産品			包	1包
240	目録(贈答品)	明治33.3.		豎紙	1通
275	目録(角樽外進上目録)	.11.15		豎紙	1通
(14) 組合・保険					
574	貯金通帳	昭和16.1.15~ 昭和23.8.27	津名村信用販売購買利用組 合 尼子茂之殿	豎冊	1冊
461	創立三十周年並二事務所新築竣工 記念品 11枚入		保証責任広島県信用購買販 売利用組合聯合会	袋	1袋 (111 枚)
461/3	○戦時郵便貯金切手 第13回(金 2円) 刊	昭和18.6.	大日本帝国政府	一紙	(1枚)
461/6	○大日本帝国政府代郵便貯金切手 (金2円) 刊	昭和18.8.14	広島・敷名郵便局	一紙	(1枚)
461/4	○戦時郵便貯金切手 第19回(金 2円) 刊	昭和18.12.		一紙	(1枚)
461/7	○大東亜戦争特別据置貯金証書 (金14円) 刊	昭和19.11.29	貯金局長 福場陽子殿	一紙	(1枚)
461/5	○戦時郵便貯金切手 第28回(金 2円) 刊, 5枚	昭和20.1.		一紙	(5枚)
461/1	○第式回宝籤(金10円)		株式会社日本勸業銀行	一紙	(1枚)
461/2	○第五回宝籤(金10円)	(昭和21)	株式会社日本勸業銀行	一紙	(1枚)
474	〔診療報酬金送付二関スル件・診 療報酬金計算送金通知書綴〕	昭和18.8.~ 昭和19.11.	世羅郡津名村国民健康保険 組合	綴	1綴
588	団体特別取扱による組合保険(至 急回覧案内) 活字, 下切れ	昭和24.2.10		一紙	1通
462	共済証書 2通43枚入		板木農業協同組合・広島県 同栄社共済農業共同組合連 合会 尼子茂之殿	袋	1袋 (2通, 43枚)

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
462/1	○建物更正共済証書	昭和33.11.8	板木農業協同組合温泉川喜三郎・広島県同栄社共済農業協同組合連合会会長理事桑田哲太 尼子茂之殿	一紙	(1通)
462/2	○養老生命共済約款・災害倍額支払特別共済約款刊		農業協同組合	一紙	(1通)
462/3	○衣料切符 通商産業省 4枚	昭和24.8.1	世羅郡津名村長交付	一紙	(4枚)
462/4	○取引高税印紙(50銭) 39枚		日本政府	一紙	(39枚)
(15) 配給					
490	人名勘定元簿(配給米及配給麦)	昭和21.9.1・ 昭和21.10.2		一紙	1枚
573	昭和22年6月15日配給 衣料品及 マッチ海苔・十月配給肥 2通	昭和22.6.15	当番重丸・迫	一紙	2通
460	酒類配給登録票	(昭和)	尾道税務署・尾道酒販組合 世羅郡津名村尼子茂之	一紙	1通
508	衣料切符 2枚	昭和21.6.1	商工省(世羅郡津名村村長)	一紙	2枚
462/3	○衣料切符 通商産業省	昭和24.8.1	世羅郡津名村長交付	一紙	(1枚)
(16) その他					
566	〔末森市郎戸籍〕	昭和20.4.1	広島県双三郡川西村長松本亮	綴	1綴
426	御菓水 6通入			袋	1袋 (6通)
426/1	○真宗信徒心得		真宗本派本願寺立教開宗記念伝道部	一紙	(1通)
426/2	○足利和尚長男日野様二送ラレシ 臨終ノ御法語			一紙	(1通)
426/3	○昭山猛祐書翰(御相続肝要)	.2.26	双三郡三次町昭山猛祐 世羅郡津名村字敷名尼子御両人様	葉書	(1通)
426/4	○俗諦行儀唱歌			一紙	(1通)
426/5	○浄土の嫁入さんだん唱歌		施本井上亀太郎・戸田饒・ 穴戸鉄太郎	一紙	(1通)
426/6	○ぞくたい行儀唱歌			一紙	(1通)
586	〔新聞購読料集金通知〕		上山新聞販売所 愛読者各位	一紙	1通
444	算術問題 醤油等の作り方・きう中見舞の記等あり		美都濃	横半	1冊
405	きんさん寺之法(漬物製法)			切紙	1通
406	ひしを之法(干塩)			切紙	1通
407	醤油造法			切継紙	1通
416	キ(醤油製造法)			切継紙	1通
418	〔醤油原料〕			一紙	1通
419	〔織紺仕法〕			一紙	1通
411	蓮如上人越前福井御坊ニテ物忌御文			豎紙	1通

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
412	大正六年くは記・大正六年茶記			一紙	1通
242	〔舍利容器見込図〕		京橋町通七条上ル中屋	一紙	1通
576	献立			一紙	1通
498	〔雑記・メモ〕 13通			一紙	13通
494	〔建物図面〕 18枚			グラフ 用箋	18枚
496	〔便箋〕 記載なし			便箋	1枚
497	封緘葉書 記載なし, 12枚(30銭)			封緘葉 書	12枚
580	壱歩式朱はかり入 敷名村重丸叶物, はかりあり			袋	1袋
333	一枚撰御巻紙			巻紙	1巻
246	〔紋付・ずぼん下等型紙〕			括	1括
423	〔御守入〕 1包1袋1通入			包	1包 (1包, 1 袋, 1通)
423/1	○多賀神社開運御守			包	(1包)
423/2	○尾道税務所封筒	昭和5.6.29	世羅郡小国村近藤勝三郎 殿	封筒	(1袋)
423/3	○〔領収書他〕	明治41・ 大正7.10~大正11	尼子万吉・真喜子	一紙	(1通)
450	〔無表題袋〕			袋	1袋
147	〔名刺入〕			袋	1袋

4 典籍

(1) 漢籍

611	中庸 板本, 中庸章句		朱熹章句	豎冊	1冊
612	孟子〔集註卷一〕 板本		朱熹朱註	豎冊	1冊
20	新刻改正小学句読 後藤点 内篇 (明治) 元		朱熹原著・後藤先生定点・ 書肆明宝堂蔵	豎冊	1冊

(2) 宗教

603	真宗女人歡の言葉 板本		常陸の国鳥のすむら廿四輩 首座無量寿寺釈順常述	横半	1冊
604	備後三次照林坊宝物略縁起 板本			豎冊	1冊
440	法の光 第十年第一号 刊本	明治40.1.1 発行	瀬尾増蔵発行兼編輯・発行 所(京都)教育雑誌社	豎冊	1冊
441	宗祖大師御遠忌記念和讃 刊本	明治44.3.5	山田演瞭師著・発行所(京 都)顕道書院	豎冊	1冊
439	無我の信仰 刊本	明治45.1.1	松田善六編纂兼発行・発行 所(京都)顕道書院	豎冊	1冊
438	勅題松上の鶴 刊本	明治45.1.1	松田善六編纂兼発行・発行 所(京都)顕道書院	豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
442	真宗安心問答全 刊本		(京都) 顕道書院発兌	豎冊	1冊
443	親鸞聖人御首御真影略縁起 二十 四輩第十四番 刊本		(常州水戸) 枕石寺蔵板	豎冊	1冊
(3) 辞書					
164	大全早引節用集 板本, 前後欠			横半	1冊
(4) 文学					
609	絵本太閤記 5冊一括, 板本, 破損大			括	1括 (5冊)
609/1	○絵本太閤記 三編卷之七			豎冊	(1冊)
609/2	○絵本太閤記 三編卷之十一 「尼子繁丸」と書き込みあり			豎冊	(1冊)
609/3	○絵本太閤記 五編卷之五 表紙欠			豎冊	(1冊)
609/4	○絵本太閤記 五編卷之六 「大和屋文蔵」と書き込みあり			豎冊	(1冊)
609/5	○絵本太閤記 五編卷之七			豎冊	(1冊)
9	幼学詩韻完	享和 2. 正.	桂林先生関・門人成徳隣・ 檜長裕編輯・京都書林植村 藤右衛門外・江戸書林須原 屋茂兵衛外	豎冊	1冊
(5) 音楽・演劇					
21	常盤之前鞍馬問答 写本	文政元. 霜. 24写		豎冊	1冊
606	福島逆櫓松 再板盛衰記三段目 (江戸期) (ひらかな盛衰記) 板本, 後欠		(大阪) 加嶋屋清助版	豎冊	1冊
6	琵琶引 板本	(江戸期)		豎冊	1冊
(6) 心学					
1	売卜先生糠俵 後篇 2冊一括, 板本	安永 7. 正.	虚白齋(鎌田一窓)著・滄 浪板・弘所京都書林山本長 兵衛外	括	1括 (2冊)
1/1	○売卜先生糠俵 後篇上 板本, 奥に「三若村古本や」とあり, 破損大			豎冊	(1冊)
1/2	○売卜先生糠俵 後篇下 板本, 「三若村古本屋」と書き込みあり	安永 7. 正.		豎冊	(1冊)
(7) 教育・手本・教科書					
8	庭訓往来 全 板本, 「敷名重丸」と書き込みあり	天明 2. 6.	浪速書林柳原喜兵衛外	豎冊	1冊
27	手習教訓書 写本	天明 2. 極. 20	山田清五郎	横半	1冊
3	教訓道しるべ 板本	寛政 3. 2.	(広島藩)	豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
7	新板改正 平仮名附 庭訓往来 全 板本	文政3.改正	浪華書林綿屋喜兵衛板	豎冊	1冊
29	新書商売往来 写本	文政4.極.		豎冊	1冊
40	大実風月往来 文政改書 小筆六 (文政) 対 写本			横半	1冊
5	改正新板七ついろは 全 板本,「天保二年卯八月吉日 芸州高田郡北村平野」と 書き込みあり	(天保)	書肆(大坂)天満屋安兵衛 板	豎冊	1冊
36	商売往来 写本	己亥(天保10ヵ)2.	三若村山田幾蔵	豎冊	1冊
26	商売往来 写本,裏表紙に「三若村」とあり	安政6.正.	山田峯太郎・高田郡市川河 野養写	豎冊	1冊
42	用文章 写本	万延元.仲冬.吉	古本屋峯太良	横長	1冊
2	今川腰越含状 全 板本	(江戸期)	(大坂)糸屋市兵衛板行	豎冊	1冊
4	百姓往来 板本,「三若村古本屋」と書き込みあり		書林(京都)河内屋藤四郎 外	豎冊	1冊
322	〔湊川合戦往来本〕 写本			折本	1冊
607	〔塵却記〕 板本,前欠			豎冊	1冊
28	〔手習い〕 写本			横半	1冊
158	孟浩然(手本) 写本		新井梅溪書(山田嶺太郎所 有)	折本	1冊
12	日本地誌略 一 板本,「尼子万吉什物」と書き込みあり	明治7.8.改正	師範学校編輯・文部省刊行	豎冊	1冊
13	日本地誌略 二 板本	明治7.8.改正	師範学校編輯・文部省	豎冊	1冊
14	万国地誌略 一 板本,「広島尼子万吉」・「尼子姓」と書き込みあり,蔵書印あり	(明治)	師範学校編輯・文部省	豎冊	1冊
15	万国地誌略 二 板本・「広島県世羅郡尼子姓」と書き込みあり,「尼子」外蔵書印あり	(明治)	師範学校編輯・文部省	豎冊	1冊
16	万国地誌略 三 板本,「落合」・「オチヤイ」外蔵書印あり	(明治)	師範学校編輯・文部省	豎冊	1冊
17	鼈頭日本史略 卷三 板本,「広島県学生遊落人」・「精正館蔵書」と書き込みあり	(明治)	鈴木重遠編纂	豎冊	1冊
18	中学修身読本 卷一 刊本	大正6.1.11	大島義脩著・(東京)文学社 発兌	豎冊	1冊
19	改正医術開業増補試験問題 答案 集 全 第四版 刊本	明治29.4.10発行	小貫邦義編纂・発兌元(東 京)南江堂	豎冊	1冊
25	初等科国語(三) 第四学年前期 用(第二分冊) 刊本	昭和21.4.30	(著作兼発行者)文部省・ (発行所)東京書籍株式会 社	豎冊	1冊

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
(8) 曆					
605	昼夜便要万宝二面鑑 木版,袋入,袋に「修験・虚無僧・御小人札合鑑」・「舗名用所」入,「敷名重丸」と書き込みあり	(享和3)	(京)吉野屋仁兵衛外	一紙	1枚
(9) 占ト					
10	増補鬼谷源流断易天機 板本		宝善堂梓行	豎冊	1冊
(10) 雑誌・新聞					
11	広島県勧業雑報 第一号	明治13.3.1 発兌	広島県勧業課	豎冊	1冊
266	時事写真新報 11点入			包	1包 (11点)
266/3	○時事写真速報 陸軍始観兵式	昭和11.1.9		一紙	(1点)
266/10	○時事写真速報 深川不動の水垢離	昭和11.1.9		一紙	(1点)
266/1	○時事写真速報 宝塚少女歌劇花組一同公演ミュージックアルバム	昭和11.1.10		一紙	(1点)
266/2	○時事写真速報 関西相撲第七回本場所	昭和11.1.10		一紙	(1点)
266/11	○時事写真速報 ミス・シャム	昭和11.1.10		一紙	(1点)
266/4	○時事写真速報 生仏様の御入営	昭和11.1.11		一紙	(1点)
266/7	○時事写真速報 軍縮会議遂に決裂	昭和11.1.11		一紙	(1点)
266/5	○時事写真速報 気づかはれた京大生一行	昭和11.1.12		一紙	(1点)
266/6	○時事写真速報 永野全権だより	昭和11.1.12		一紙	(1点)
266/8	○時事写真速報 さすが横綱玉錦	昭和11.1.14		一紙	(1点)
266/9	○時事写真速報 本堂の真中で俎開き	昭和11.1.14		一紙	(1点)
562	民衆時報 通算2,456号	昭和24.2.26	民衆時報社(愛知県幡豆郡西尾町大字大給)	一紙	(1点)
(11) その他					
30	逆井村乱段 碁太平記百石断五冊 目 写本,裏表紙に「広島県世羅郡鷺口采女」とあり	(大正2.1.7写)	(世羅郡津名村字敷名尼子蔵一写)	豎冊	1冊
463	联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する件解説 刊本,昭和二十一年勅令第三百十一号联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する件に就いて(広島地方裁判所検事局次席検事藤井勝三)	(昭和21)	広島県警察部	豎冊	1冊
464	農地改革早わかり増補版 刊本	昭和22.4.15	日本農民組合広島県連合会法律部長原田香留夫著・同会教育出版部発行	豎冊	1冊
565	食料一割増産いろは 刊	昭和23.3.1	農林省農政局	一紙	1部
560	食料一割増産の手引 刊,2部		広島県	一紙	2部
475	個人金融通帳の取扱方に就て 刊		大蔵省 町内会長・部落会長・隣組長各位	一紙	1部

番号	表 題	年 代	作 成	形態	数量
486	戦時債券買取値段表 刊			一紙	1部
564	〔東洋生命保険株式会社広告〕 刊, 吸取紙用			一紙	1部